

令和8 (2026) 年度

R7.9.18

令和8年度の保育所等入所申請について				
入園希望月	受付期間			申請方法
令和8年4月入園 (1次募集)	令和7年 10月1日(水)	~	令和7年 10月17日(金)	郵送、電子申請 もしくは 子ども育成課にある認 可保育園入所申込箱へ 投函【必着】
令和8年4月入園 (2次募集)	令和8年1月6日(火)	~	令和8年2月9日(月)	
令和8年5月入園	令和8年3月11日(水)	\sim	令和8年4月10日(金)	
令和8年6月入園	令和8年4月13日(月)	\sim	令和8年5月11日(月)	郵送、電子申請
令和8年7月入園	令和8年5月12日(火)	\sim	令和8年6月10日(水)	もしくは 子ども育成課窓ロへ
令和8年8月入園	令和8年6月11日(木)	~	令和8年7月10日(金)	直接提出【必着】
令和8年9月入園	令和8年7月13日(月)	\sim	令和8年8月10日(月)	*電子申請の受付締切日にお
令和8年10月入園	令和8年8月12日(水)	~	令和8年9月10日(木)	ける締切時間は17時です。 必ず17時までに送信を完了
令和8年11月入園	令和8年9月11日(金)	~	令和8年10月13日(火)	させてください。入力途中で 17時を過ぎた場合、送信が
令和8年12月入園	令和8年10月14日(水)	~	令和8年11月10日(火)	できなくなるため申請は無効 となります。
令和9年1月入園	令和8年11月11日(水)	~	令和8年12月10日(木)	
令和9年2月入園	令和8年12月11日(金)	~	令和9年1月12日(火)	
令和9年3月入園	令和9年1月13日(水)	~	令和9年2月10日(水)	
【電子申請(4月入園)】 LoGoフォーム申請	【電子申請(4月入園以外 LoGoフォーム申請	.)]	【毎月1日掲載】 認可保育所空き状況	認可外保育施設 最新の空き状況は各施設に確 認ください。

〒181-8555 東京都三鷹市野崎1-1-1 市役所本庁舎4階45番窓口(受付時間:月~金8:30~17:00) 三鷹市子ども政策部子ども育成課 電話 0422-29-9673

保育園等入園案内 ~目次~

保育の必要	性の認定について	3
1 認可係	保育施設の申込みや選考に関すること	
1-1	入所選考について	5
1-2-1	電子申請(LoGo フォーム申請)について	6
1-2-2	4月入所申込みのながれ	7
1-2-3	毎月の入所申込みのながれ(5月~翌年3月)	11
1-3	転園の申込み	12
1-4	市外への申込み・市外からの申込み	12
1-5	ケアプラス保育の申込み	13
1-6	幼稚園型認定こども園(保育認定枠)の申込み	14
1-7-1	入園・転園申込みに必要な書類	15
1-7-2	入所決定後、追加書類の提出が必要な場合	16
1-8	その他申込みに関わる注意事項	
	(育児休業、多胎児、本園・分園、申込み後の家庭状況変更、申込み後の転職、	短時間保
	(育児休業、多胎児、本園・分園、申込み後の家庭状況変更、申込み後の転職、 育専用施設、点数開示、4月入所申請中に前年度申請での入所が決まった場合)	
1-9-1		
1-9-1	育専用施設、点数開示、4月入所申請中に前年度申請での入所が決まった場合)	17
1-9-1 1-9-2	育専用施設、点数開示、4月入所申請中に前年度申請での入所が決まった場合) 申込み後の手続き	17
	育専用施設、点数開示、4月入所申請中に前年度申請での入所が決まった場合) 申込み後の手続き (希望園変更、申込みの取下げ、内定辞退)	17 19 20
1-9-2	育専用施設、点数開示、4月入所申請中に前年度申請での入所が決まった場合) 申込み後の手続き (希望園変更、申込みの取下げ、内定辞退) 申込み後に家庭の状況が変わった場合	17 19 20
1-9-2 1-10	育専用施設、点数開示、4月入所申請中に前年度申請での入所が決まった場合) 申込み後の手続き (希望園変更、申込みの取下げ、内定辞退) 申込み後に家庭の状況が変わった場合 入所選考(利用調整)会議の基準について	17 19 20 21
1-9-2 1-10 1-11	育専用施設、点数開示、4月入所申請中に前年度申請での入所が決まった場合) 申込み後の手続き (希望園変更、申込みの取下げ、内定辞退) 申込み後に家庭の状況が変わった場合 入所選考(利用調整)会議の基準について 合計点数が同点の場合	17 19 20 21
1-9-2 1-10 1-11 1-12	育専用施設、点数開示、4月入所申請中に前年度申請での入所が決まった場合) 申込み後の手続き (希望園変更、申込みの取下げ、内定辞退) 申込み後に家庭の状況が変わった場合 入所選考(利用調整)会議の基準について 合計点数が同点の場合	17 19 20 21
1-9-2 1-10 1-11 1-12	育専用施設、点数開示、4月入所申請中に前年度申請での入所が決まった場合) 申込み後の手続き (希望園変更、申込みの取下げ、内定辞退) 申込み後に家庭の状況が変わった場合 入所選考(利用調整)会議の基準について 合計点数が同点の場合	17 19 20 21
1-9-2 1-10 1-11 1-12 2 認可係	育専用施設、点数開示、4月入所申請中に前年度申請での入所が決まった場合) 申込み後の手続き (希望園変更、申込みの取下げ、内定辞退) 申込み後に家庭の状況が変わった場合 入所選考(利用調整)会議の基準について 合計点数が同点の場合 入所選考のながれ	17 20 21 23
1-9-2 1-10 1-11 1-12 2 認可係	育専用施設、点数開示、4月入所申請中に前年度申請での入所が決まった場合) 申込み後の手続き (希望園変更、申込みの取下げ、内定辞退) 申込み後に家庭の状況が変わった場合 入所選考(利用調整)会議の基準について 合計点数が同点の場合 入所選考のながれ 保育施設の利用に関すること 在園中の注意事項	17 20 23 23

3 保育施設・サービスの紹介に関すること

3-1 認可施設の種類	29
《 三鷹市 認可保育所等一覧 》	31
3-2 認可外施設や補助金等について • 東京都認証保育所	35
• 企業主導型保育施設	
• ベビーシッター利用支援事業(連携型)について	37
・定期利用保育室について・三鷹市子ども家庭支援センター等の一時預かり事業.	39
• 市内一時預かり施設の紹介	40
• 市内親子ひろばの紹介	41
■関係書式(所定様式)	42

※『保育所等入所(転所)申込み』で、ご提出いただいた書類の情報は、『保育所等入 所(転所)申込み』以外の事業に利用しておりません。

認可外保育施設の助成金や無償化事業、幼稚園に関する事業などで書類の提出が必要な場合は、それぞれの事業にコピーをご提出いただくか、書類の保護者記入欄で利用したい事業にチェックを記入してください。なお、「就労証明書」の内容を上記事業にも利用したい場合は、保護者記載欄に児童氏名・生年月日・通園施設名余白に利用したい事業名をご記載ください。

また、「就労証明書」については、『学童保育所に関する申請』にも使用することが できますが、担当課が異なるため、必ずそれぞれの担当課にご提出ください。

保育の必要性の認定について

認可施設の利用や、各種補助金の申請を希望する方に対し、市は「保育の必要性」を確認しています。 認可施設を利用するためには「子どものための教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

1. 認定の区分

認定区分は下表の3つであり、保育施設を利用できるのは2・3号認定となります。

認定区分	対象となる子ども
1号認定	3~5 歳の就学前の子ども
2号認定	3~5 歳で、保護者の就労や傷病等により保育を必要とする子ども
3号認定	O~2 歳で、保護者の就労や傷病等により保育を必要とする子ども

※「保育の必要性の認定」は、保育施設の利用可否や送迎時間を決定するものではなく、保育の必要性の有無及び必要量を認定するものです。 ※満3歳到達による3号認定から2号認定への切替に伴う変更後の支給認定証は希望者のみに送付しています。

2. 保育を必要とする事由

- 2・3号認定を受ける方は、次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが要件となります。
- 就労 (フルタイム、パート、夜間、居宅内の労働など、すべての就労)
- 妊娠、出産 (出産予定月とその前後2か月間)
- 保護者の傷病、障がい
- 親族の介護・看護
- 災害復旧にあたっている場合
- 求職活動 (起業準備を含む) (3か月間)
- 就学 (職業訓練校等における職業訓練を含む)
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、すでに保育利用中の子どもがいて継続利用が必要と認められる場合
- その他、上記に類する状態として市が認める場合

3. 保育の必要量

2・3号認定の方は、就労状況などに応じ、保育の必要量(保育標準時間・保育短時間)を決定します。

保育 標準 時間	1 日最大 11 時間の中で、必要となる時間利用可能	(就労の場合、おおむね6時間以上/日)
保育 短 時間	1 日最大 8 時間の中で、必要となる時間利用可能	(就労の場合、おおむね6時間未満/日)

※三鷹市では保護者の就労時間について、『月48時間』を下限としています。

※1カ月以上の求職の場合や、上の子の入園後に下の子の育児休業を取得する場合は、原則「保育短時間」の利用となります。

※施設ごとに「保育標準時間」及び「保育短時間」の利用可能な時間帯が決められており、その時間帯を超えて利用する場合は、延長保育料がかかります。

4. 認定の手続き

(1) 認可施設の入所を希望される方

「保育所等入所(転所)申込書」の提出が、認定の申請を兼ねているので、別途手続きを行う必要はありません。

(2) 認定証の発行のみを希望される方

以下の2点の書類をご提出ください。

- ① 保育所等入所(転所)申込書兼三鷹市子どものための教育・保育給付認定申請書
- ② 保護者 1、保護者 2 の保育の必要性が確認できる書類(P15 参照)

5. 認定証の発行(初回申請時のみ)

- (1) 保護者からの申請を受けた後、市は「認定証」を発行します。
- (2)「認定証」は保育を必要とする事由ごとにその有効期間が定められています。
- (3) 4月入所分の「認定証」については、審査事務を12月~2月に集中して行うことから、3月下旬頃までに発送します。

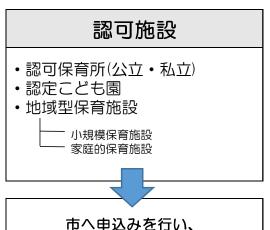
1

認可保育施設の申込み や選考に関すること

入所選考について

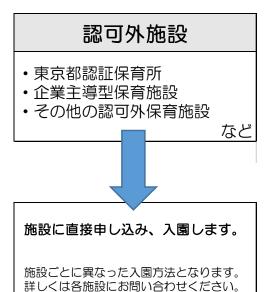
〇保育施設の種類について

保育施設には、認可施設と認可外施設があります。施設によって申込み方法等が異なります。



市へ甲込みを行い、 市が入所選考を行います。

※三鷹台幼稚園(保育認定枠)は施設に直接申 し込みます。



〇入所選考とは

認可施設は定員が、施設ごと、クラス年齢ごとに定められています。(クラス年齢とは、対象児童の申込み時点の満年齢ではなく、入所を希望する年度の4月1日時点の年齢です。) 定員に空きがない場合や 定員より入所希望者が多い場合は、すぐに入所できないことがあります。

入所を希望する児童数が入所募集児童数を上回るときは、選考会議(三鷹市保育所入所選考基準による選考)を行い、入所者を決定します。

〇選考方法

選考会議開催月の初日及び入園日時点における保護者の状況を基準として入所者を選考します。 三鷹市保育所入所選考基準により選考点数を定め、当該保育所を希望している方の中より選考点数の高い方から順次入所者を決定します。 ⇒「1-10入所選考(利用調整)会議の基準について」

〇申請対象者

原則、以下の要件を満たす方が認可施設に申込みが可能です。

・住民登録が三鷹市にある方

申込みができる方は原則、申込み時から入園月の初日の時点で三鷹市民である方(住民登録が三鷹市にある方)です。(入園月の前月末日までに三鷹市に転入予定のある方を含みます。)

申込み後、入所までの間に三鷹市外へ転出される方は、原則、選考対象外となり、内定取り消しとなります。 ⇒ 例外: 「1-4 市外への申込み・市外からの申込み」

• お子様の年齢要件を満たしている方

保育所等の受け入れが可能な年齢は、生後57日目から小学校就学前までとなります。

*出産予定の方の申込みについて(4月入所)

保育所等の O 歳児の受け入れは生後 57 日目からのため、令和8年2月3日(火)までに出生されたお子様が令和8年4月1日入園の対象児童となります。

令和8年4月1日入園の申込みができる方は、出産予定日が令和8年2月13日(金)頃までの方とします。出生日が令和8年2月4日(水)以降となった場合は、4月入所の選考対象外となります。

1-2-1

電子申請(LoGo フォーム申請)について

電子申請(LoGo フォーム)による申込みを希望の方は、下記の内容をご確認いただき、 手続きをお願いします。入園案内表紙の二次元バーコードから手続きが可能です。

1. 電子申請の受付対象者

申請時点で三鷹市に住民登録がある方

※申請時点で三鷹市へ転入予定の方は紙申請のみ(郵送または窓口に提出)となります。

2. きょうだいで同時に申し込む場合

一世帯(1申請)につき同時に3人分の申込みが可能です。世帯ごとにまとめて申請してください。
※紙申請の場合は1申請あたり児童1人の申請となります。

3. 申請前の確認事項

- ・申込み期限は、入園案内表紙に記載している受付期間の最終日午後5時です。必ず午後5時までに入力を完了させてください。入力途中で時間を過ぎた場合、送信ができなくなるため申請は無効となります。
- ・申込み入力の開始から終了までの所要時間(目安)は、約30~40分です。
- 申請にあたっては「保育園等入園案内」を確認し、添付資料を作成してから申請してください。
- ・紙の添付書類をご準備された場合は、スキャンしてアップロードすることを推奨します。スマートフォン 等で撮影してアップロードした添付書類の画像が不鮮明な場合等は、再提出をお願いすることがありますの でご注意ください。
- ・アップロードする添付書類のファイル名は「児童氏名(半角カナ) 書類の名称 対象児童からみた続柄」 にしてください。(例) ミタカ ハナコ 就労証明書 父

4. 注意事項

- ・令和8年度4月入所の受付期間中は、令和7年度の毎月の入所受付も実施しているため、入所希望月に誤りがないようにご注意ください。
- ・申請内容不備の場合、再提出のご案内をLoGoフォームに登録したメールアドレス等にご連絡します。 再提出をする場合は、締切までに追加書類の提出フォームで手続きをしてください。
- 締切間際のアクセス集中等、通信障害については一切責任を負いません。
- ・受付期間中にシステムメンテナンスが入り、メンテナンス期間中は申請ができなくなる可能性がありま すので、申込み期限まで余裕をもって申請してください。

4月入所申込みのながれ

4月1日の入所は、1次募集と2次募集があります。毎月1日の入所と取り扱いが異なりますのでご注意ください。

1次募集

例年、書類の提出が間に合わず、選考対象外となる方がいます。締切に余裕

をもってご提出ください。窓口では申請書類等の確認はできません。

① 申込み(紙申請)

※夜間休日窓口・市政窓口では受付できません。

受付期間

令和7年10月1日(水)~10月17日(金)必着

受付方法

郵送または子ども育成課の「認可保育園入所申込箱」へ投函

P46 の宛名用紙をご活用ください。

申込み(電子申請)

受付期間

│ 令和7年10月1日 午前8時30分 ~ 10月17日 午後5時までに送信完了

受付方法

LoGo フォームの申請画面から申請

提出書類

「1-7-1 入園・転園申込みに必要な書類」参照

募集人数

10月1日(水)子ども育成課窓口・三鷹市 HP にて公表予定

※ 公表後に令和7年度の入退園による動きで募集人数が増減する可能性があります。 また、選者時に転園の理由等により、急遽空きが生じた場合、1 次募集の選者後に 追加で内定者を決定します。

- ※ 申込者数は12月中旬に集計ができ次第、子ども育成課窓口・三鷹市HPにて公表します。
- ※ 1次募集受付期間中に集計発表は行いません。
- ※ 令和8年2月13日頃までに出産予定の方も申込みができます。(詳細はP5)
- ※ 受付後、職員が職場や家庭に電話等などで書類の内容確認等を行うことがあります。
- ※ 4、5歳児の選考と内定発表は2次募集の選考の際に行いますが、4、5歳児を含むきょう だい同時申込みの方は点数が調整されることがありますので、4、5歳児のお子様分も1次 募集からお申し込みください。

② 到着確認・不足書類の確認

不足・追加書類や希望園の変更がある方は、下記提出期限までにご提出ください。 提出がない場合は入所選考にて不利になる、または選考対象外になる場合があります。

【紙申請】

書類到着後、市から「三鷹市保育園入所申込み提出書類添付票(保護者控え)」を発送します。

【電子申請】

LoGo フォームに登録したメールアドレス宛にご案内します。

〈不足・追加書類受付〉

	紙申請(紙申請で申込みをした方のみ)	電子申請(電子申請で申込みをした方のみ)
提出方法	子ども育成課窓口へ郵送または直接提出	LoGo フォームの追加申請画面から申請
提出締切	令和7年10月31日(金)必着	令和7年10月31日(金)午後5時までに送信完了

※ 提出期限を過ぎた場合は、1次募集入所選考(利用調整)会議には反映できません。

1次募集入所選考(利用調整)会議 (12月下旬~1月上旬)

募集人数(空き)に応じて申請情報をもとに、三鷹市保育所入所選考基準により選考を行います。 選考基準については、本書のP21~23をご覧ください。

※事実と違う内容で申請をした場合には、内定・入所を取り消すことがあります。

1次募集内定発表(〇歳~3歳児クラス) (内定の有無に関わらず通知) 令和8年1月下旬郵送予定

<内定している場合> 内定通知書

<内定していない場合> 2次募集のお知らせ

●1 次募集で内定が出た場合の2次募集への申込み

1次募集で内定した園よりも入所希望の高い保育園に、2次 募集で募集が出た際、1次の内定を保持しつつ、2次募集の 選考対象となることはできません。

2次募集で、再度選考を希望する場合には、「内定辞退届」 (所定様式P57)を令和8年2月9日(月)までに提出する 必要があります。

2次募集

※1次募集で申込み済の方は、改めて申し込む必要はありません。

① 申込み (紙申請)

受付期間 令和8年1月6日(火)~令和8年2月9日(月)必着 受付方法 郵送または子ども育成課の「認可保育園入所申込箱」へ投函

申込み(電子申請)

受付方法

受付期間 令和8年1月6日午前8時30分~令和8年2月9日午後5時までに送信完了 LoGo フォームの申請画面から申請

募集人数

1月下旬に子ども育成課窓口・三鷹市 HP にて公表予定

※ 2次募集については、公表後に募集人数が追加されることがあります。 最新の募集人数は子ども育成課窓口(電話)で確認してください。

② 到着確認・不足書類の確認(1次募集と同様個別にご連絡します。)

≪希望園変更受付≫

受付期間 令和8年1月6日(火)~令和8年2月9日(月)必着

提出書類 保育所等入所申込変更届(所定様式 P56)

受付方法	紙申請(紙申請で申込みをした方のみ)	電子申請(電子申請で申込みをした方のみ)
提出方法	子ども育成課窓口へ郵送または直接提出	LoGo フォームの追加申請画面から申請
提出締切	令和8年2月9日(月)必着	令和8年2月9日(月)午後5時までに送信完了

2次募集入所選考(利用調整)会議 (1次募集と同様)

2次募集内定発表

令和8年3月2日(月)郵送予定(内定者のみ)

- ※ 1 次募集で申請をした 4、5歳児クラスの内定発表も含みます。
- ※ 急な欠員が出た場合、3月3日以降も追加で内定を出すことがあります。 (この場合は、お電話にて内定をお伝えいたします。)

1次募集・2次募集 内定者の入園までのながれ



健康診断・観察保育・面接

各保育園等で嘱託医による健康診断、観察保育及び面接を行い、集団保育に支障がないか確認します。 健康診断や面接の結果、集団保育に適さないと判断された場合には、内定が取り消される場合があります。



入所決定

健康診断・観察保育・面接終了後、集団保育に支障がないと認められれば、三鷹市が期間を定めて入所を承諾し、保護者に通知します。園と保育時間等の調整を行ったうえで入所となります。

なお、入所後は保育園等に慣れるための**「慣れ保育」**を行う場合があります。期間は園にご確認ください。 短時間の登園から始まり、徐々に滞在時間を延ばしていくことで、子どもが保育園での生活に慣れるだけで なく、保護者も子どもを預けることに対する不安を軽減するための重要なステップとなりますので、ご協力 をお願いします。

内定に至らなかった方(不承諾通知書の発送について) ※ 三鷹市民のみ

1次募集・2次募集で内定に至らなかった方には、「保育所等入所(転所)不承諾通知書」を3月下旬に送付します。入所希望月は不承諾通知書の裏面に記載しています。

なお、保育所等入所(転所)申込みは、**年度内(令和9年3月入園まで)有効**となります。申込者名簿に登録され、記載した希望園に欠員が生じるたびに、自動的に選考の対象となります。申込み後、年度内の入所の意思が無くなった場合は、「保育所等入所申込取下届」(所定様式P57)を提出してください。

また、5月1日選考以降で不承諾通知書が必要な場合は、子ども育成課まで電話でお申し出ください。 ただし、内定した月の不承諾通知書は発行できません。

★★★★ 希望する認可保育園に入園がかなわなかった場合 ★★★ 認可外保育施設やベビーシッター利用支援事業(連携型)、定期利用保育室もあります。 詳しくはP35~P38 をご確認ください。

<< MEMO >>

1-2-3

毎月の入所申込みのながれ(5月~翌年3月)

入園は毎月1日付のみで月途中の入園はありません。 なお、保育施設の空き状況によって入所内定に至らないこともあります。

申込み

	平十年四日	前月申込み期限翌日から入所希望月の前月の 10 日まで(郵送の場合は必着)
紙申請	受付期間	(10日が閉庁日にあたる場合は、次の開庁日)※表紙をご参照ください。
7,54 1 813	受付方法	子ども育成課窓口へ郵送、または直接提出 (夜間休日窓口・市政窓口では受付できません。)

雷子由請	受付期間	入園案内表紙に記載している受付期間の最終日午後5時までに送信完了
电工中哨	受付方法	LoGo フォームの申請画面から申請

提出書類 「1-7-1 入園・転園申込みに必要な書類」参照

募集人数 入所希望月の前月 1 日に子ども育成課窓口・三鷹市 HP にて公表予定

※公表後に募集人数が追加されることがあります。最新の募集人数は子ども育成課窓口(電話)で確認してください。

※ 受付後、職員が職場などに電話などで書類内容の確認等を行うことがあります。

選考(利用調整)会議(毎月17日頃)

募集人数 (空き) に応じて事前に提出された書類に基づき、三鷹市保育所入所選考基準により選考を行います。選考基準については、本書のP21~23 をご覧ください。

選考は、クラス年齢ごと、保育園等ごとに行います。(クラス年齢とは、対象児童の申込み時点の満年齢ではなく、入園を希望する年度の4月1日時点の年齢です。)

入所内定(毎月20日頃)

入園内定者には子ども育成課から内定の電話連絡をします。

健康診断・観察保育・面接

保育所から内定した児童の保護者へご連絡し、嘱託医による健康診断及び観察保育、面接を実施し、集団保育に支障がないか確認します。

※健康診断や面接の結果、集団保育に支障があると判断された場合には、**内定を取り消すこと**があります。

入所決定

集団保育に支障がないと認められれば、**三鷹市が期間を定めて**入所を承諾し、保護者宛に通知します。なお、入所後は保育園等に慣れるための「慣れ保育」を行う場合があります。 ご協力をお願いします。期間は園にご確認ください。

内定に至らなかった方(不承諾通知書の発送について)※三鷹市民のみ

内定に至らなかった方には、初回選考時に限り、「保育所等入所(転所)不承諾通知書」を発送いたします。 (入所希望月前月末日に発送しますので、申込者に届くのは翌月1日以降となります。) **入所希望月については** 裏面に記載されております。

なお、保育所等入所(転所)申込みは、年度内(令和9年3月入園まで)有効となります。申込者名簿に登録され、記載した希望園に欠員が生じる度に、自動的に選考の対象となります。申込み後、年度内の入所の意思が無くなった場合は、「保育所等入所申込取下届」(所定様式P57)を提出してください。

また、翌月の選考以降で不承諾通知書が必要な場合は、子ども育成課まで電話でお申し出ください。ただし、内定した月の不承諾通知書は発行できません。

1-3

転園の申込み

転園とは、現在通われている市内認可保育園から別の市内認可保育園に移ることを指します。希望する場 合は、新規入園と同様に「転園」申込みをしてください。提出方法は新規入園と同じです。

なお、一度年度内に申込みをされて入所した方が、同年度内における転園申込みをする際には、税額に変 更がなければ、税関係書類の再提出は不要です。

《ご注意ください!》

転園申込みをされた方は、転園が内定した選考にて、同時に現在入園している保育園等に欠員が生じたとし て選考を行いますので、元の園には戻れません。

例えば、4 月入所で転園が決まらず 5 月以降に転園内定が出たが、在園の園にお子様が慣れたので転園を辞 めたい、友達と別れることになるためお子様が納得しない、転園先で延長保育が受けられない、などの理由があ っても、転園が一旦内定した場合は、元の園には戻れません。

転園の意思がなくなった場合は、速やかに「**保育所等入所申込取下届(所定様式P57)」**を提出してください。

1-4

市外への申込み・市外からの申込み

1. 三鷹市民の方が三鷹市外の保育園等を申し込む場合(紙申請のみ受付)

受付方法 転出予定がある方は、転出先へ直接提出

(※三鷹市を通して受け付ける自治体もあるため、事前に申込む自治体にご確認ください。) 転出予定がない方は、三鷹市子ども育成課窓口へ郵送、または直接提出

提出書類

申込みを希望する自治体にご確認ください。

- ・自治体によって、必要書類、締切日、申込みの可否などが異なるため、必ず事前に申込み先 の自治体にご確認ください。
- ・三鷹市に提出する場合は、申込み先自治体の締切日の10日前までに、ご提出ください。 (不足書類などがあると、追加書類の提出が間に合わなくなることがあります。)

2. 三鷹市民以外の方が、三鷹市の保育園等を申し込む場合(紙申請のみ受付)

受付方法

- ・転入予定がある方は、三鷹市子ども育成課窓口へ郵送、または直接提出
- 転入予定がない方及び転入予定があることを書類で確認できない方は、原則住民登録 をしている自治体へ提出

- •『誓約書(転入予定者用)』(所定様式P62)
- 入園申込みに必要な書類一式
 - ⇒「1-7-1 入園・転園申込みに必要な書類」
- ・三鷹市へ転入予定がない方は「誓約書(転入予定者用)」は不要です。
- •住民登録をしている自治体を通じての申込みとなる方は、申込み締切日等、日程や必要書類につい ては三鷹市の基準になるため、不足書類などが生じると期限に間に合わないことがあります。
- ・三鷹市の所定様式をお使いください。ただし、提出先の自治体で三鷹市の様式だと受付できない場 合は、提出先の様式でも提出可能です。(書類を提出する自治体に確認してください。)
- ・三鷹市への転入手続き後は、入所希望月の前月末日(土日・祝日にあたる場合は直前の開庁日)ま でに、三鷹市子ども育成課で、「転入申告書」を記入し転入手続きを行ってください。

三鷹市に転入予定がない方及び転入予定があることを書類で確認できない方の取り扱い

〇歳~2歳クラス 4月~9月入所は申込み不可。10月入所から申込み可。

3歳~5歳クラス 4月入所から申込み可。

*転入予定のない方の選考については、三鷹市民優先となります。 転入予定のない方の3~5歳児クラスの4月入所は、2次募集から選考対象です。

1-5

ケアプラス保育の申込み

三鷹市では、障がいや医療的ケアが必要である等、特別な配慮を必要とするお子さんの保育の名称を「ケアプラス保育」としています

● ケアプラス保育の申込みは、4月入園(1次募集)の提出方法と異なり 窓口受付のみとなります。受付期間については、下記をご確認ください。

受 付 期 間

令和7年10月20日(月)~10月24日(金)

受付方法•受付場所

子ども育成課(市役所本庁舎4階45番窓口)へ直接提出

※ 来庁での受付が難しい場合は、お電話でご相談ください。

ケアプラス 保育の対象	・保護者の「保育を必要とする事由」(保護者の就労等)がある方 ・障がい児、医療的ケア児等特別な配慮を必要とし、集団生活が可能なお子様 ※ 障がい児 : 〇歳児〜就学前児童 ※ 医療的ケア児 : 1歳児〜就学前児童 日常的に自宅で行っている医療的ケアが確立し、安定して医療的ケアが行われている児童 *入園後は、年度ごとに更新のための確認を行います。
受入園 受入人数	指定園(入園可能な園・クラス)により、若干名 ※入園可能な園・クラスは年度によって異なりますので、子ども育成課にお問い合わせく ださい。
保育時間	・障がい児:各園の開所時間(11時間)の中で必要な時間 ・医療的ケア児:平日8時30分から17時の中で必要な時間(基本8時間まで) ※医療的ケア児は、就労等の状況により8時間以上の保育が必要な場合、お子様の心身 の状況により、各保育園で個別に保育時間を決定します。なお、お子様にとって心身の 負担が大きいと認められた場合は、保育時間が短くなることがあります。 ※障がい児・医療的ケア児ともに、延長保育は実施していません。
保育内容	児童の発達状況や特性をふまえながら、クラス集団の中で児童の成長を支援できるよう に保育士等を配置し、クラス担当との連携のもと、保育を行います。
申込書類	 ① 入園申し込みに必要な書類一式 ⇒ 「1-7-1 入園・転園申込みに必要な書類」 ② 申込児童に関する意見書(診断書)・・・所定様式(※) ③ 心身状況書・・・所定様式(※) ④ 愛の手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等(所持者のみ) ※所定様式は子ども育成課、子ども発達支援センターにて配布しております。 また、三鷹市 HP (https://www.city.mitaka.lg.jp/) からダウンロードも可能です。
入園会議	【ケアプラス保育の適否の判定について】

- ・申込書類①については、子ども育成課(電話 0422-29-9673)、
 申込書類②~④、入園に関するその他お問い合わせは、保育支援課(電話 0422-24-9258)
 にご相談ください。
- ・特別な配慮を必要とするお子様の発達・療育に関する相談は、三鷹市子ども発達支援センター (元気創造プラザ1階)で行っています。(住所:三鷹市新川6-37-1 電話:0422-45-1122)

1-6 幼稚園型認定こども園(保育認定枠)の申込み

三鷹台幼稚園の保育認定枠については、第1希望の方のみを対象とし、園にて申込みを受け付けます。

■幼稚園型認定こども園とは

幼稚園型認定こども園は、認定こども園の類型のうちのひとつです。認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育の機能を備えて教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育園の良さを併せもっている施設です。

教育時間のみ利用する子(1号認定子ども)も教育時間と保育時間を利用する子(2号認定子ども)も、一緒に教育・保育を受けることができます。

<保育所との違い>

- 一般の認可幼稚園と同様に、体操着代・教材代など、保育所等にはない費用が生じることがあります。
- 1号認定子どもと2号認定子どもが一緒に過ごす時間に集中して活動を行うため、1日を通して活動時間を配分する保育所とは園児の過ごし方が異なります。

■令和8年4月1日申込概要

募集定員	3 歳児クラス 20 名程度(1 号枠との調整により変動あり) ※4、5 歳クラスの募集はありません。
受付日時	令和7年11月1日(土)8:00~12:00 受付後、整理券記載時間に親子面接等を行いますので、遅れないようお越しください。
受付場所	認定こども園 三鷹台幼稚園(井の頭 2-13-20)
必要書類	① 「三鷹台幼稚園 保育の必要性申請書」※園にて入園募集説明会時に配付 ② 保護者の「保育の必要性が確認できる書類」(所定様式・他保育所等の所定様式と同じ) ③ その他入園に必要な書類 (園にて令和7年10月15日(水)以降に配付) ※ 他保育所等の申込書類と異なりますのでご注意ください。
選考方法	申込児全員の受け入れが可能な場合 … 即日内定(正式には2号認定を受けた後) 申込児全員の受け入れが困難な場合 … 市で利用調整を行います。(※)

※申込児全員の受け入れが困難な場合

他保育所と同様に、「三鷹市保育所入所選考基準」に基づき利用調整(入所選考会議)を行います。この場合、利用調整にあたり追加で提出いただく書類について、書面にてお知らせします。

なお、三鷹台幼稚園(保育認定枠)の利用調整を行う場合は、他保育所等の希望(第2~第4希望)について追加で提出する期間を設けるため、保育所等の令和8年4月1日入園申込(1次募集)期間には申し込まないでください。(1次募集と三鷹台幼稚園(保育認定枠)の両方に申し込まれた場合は、1次募集の方を無効としますのでご注意ください。)

年度途中の保育認定枠への入園及び1号認定から2号認定への切替について

年度途中であっても、2号認定枠の空き状況によっては、2号認定での入園が可能です。

また、1号認定で入園した場合でも、2号認定枠の空き状況によっては、年度途中に2号認定へ切り替えることが可能です。

いずれの場合にも、事前に園に空き状況等を確認したうえで、必要書類を揃え、**園経由**で入園(認定切替) 希望月の前月 10 日(10 日が閉庁日にあたる場合は、次の開庁日)までに、子ども育成課までご提出ください。

くその他注意事項等>

- 土曜保育はありません。(休園日:土日祝日・年末年始)
- 延長保育は実施していません。(18:30 完全退室)

1-7-1

入園・転園申込みに必要な書類

- ・所定様式は令和8年度の書式をご利用ください。他年度の書式では原則受付できません。
- ・虚偽の内容で申込みをした場合は、内定・入所を取り消すことがあります。
- 1 保育所等入所(転所)申込書 兼 三鷹市子どものための教育・保育給付認定申請書(所定様式)
- 2 児童状況書(所定様式)申込み時点で、申請児が出生前の場合は、出産後にご提出ください。
- 3 入園・転園に関する確認票(所定様式)
- 4 マイナンバー関係書類貼付台紙(郵送で提出する場合のみ)

マイナンバー確認書類(個人番号カード・通知カード等)と、窓口にお越しになる方の本人確認書類をお持ちください。

- 5 三鷹市保育園入所申込み提出書類添付票(所定書式)
- 6 前年度分の住民税を証明する書類(令和7年1月1日時点で住民票が三鷹市外にある方のみ【父・母それぞれ必要】)

令和7年1月1日現在の状況	提出書類
住所地が三鷹市の方	三鷹市の住民税情報を確認しますので必要ありません。 ※1
住所地が三鷹市以外の方	令和7年度住民税課税(非課税)証明書 ※1、2、3 →令和7年1月1日時点においてお住まいだった自治体で交付されます。

^{※1 2024} 年中(令和6年1月~令和6年12月)に海外に居住しており、住民税課税(非課税)証明書が提出できない方は、『令和6年分収入等申告書』(所定様式P60) と 2024 年中の収入がわかる書類を提出してください。(例:給与明細)

7 保育の必要性が確認できる書類【保護者 1・保護者 2 それぞれ必要】

提出がないと<u>選考対象外</u>、もしくは選考上不利になる場合があります。 就労先などが発行する証明書の有効期限は、発行日から3か月以内です。

	父母の状況									
	大労 (注 2)	2	3	4	5	6	7	8		掲 載 ペ
就労	就職内定	求職中	出産	傷病	障害	介護・看護	就学	不存在	提出する書類	
0	0	*							就労証明書 所定様式(国) *入所時点での状況でご記入ください。	P.48
Δ	\triangleleft			Δ		0	0		スケジュール表(所定様式) *1.就労の方で、シフト制や複数の就労先で就労している等を理由に就労時間が不規則 な場合は必要です。	P.64
	*								就労開始証明書(所定様式) 就労後3か月分の給与明細の写し	P.54
		0							ハローワーク受付票の写し(ハローワークで発行)	
			0						母子手帳の写し (表紙及び出産(分娩)予定日の記載があるページ)	
				0					発行日から3か月以内の診断書(保育にあたれない状況と通院頻度が明記されたもの)、難病者は特定医療費(指定難病)受給者証・マル都医療券の写しと通院頻度がわかるスケジュール表	
					0				身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し *上記に該当もするが、難病者で特定医療費(指定難病) 受給者証・マル都医療券をお持ちの方は、三鷹市保育所入所選考基準表(P21)3(2)傷病の「エ」に該当する場合があるため4傷病の書類もご提出ください。	
						0			介護・看護状況申告書(所定様式)	P.63
						0			介護、看護を必要な状況がわかる書類 (被介護者・被看護者の診断書(最近3か月以内に発行されたもの)・身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳等の写し)	
							0		在学証明書、カリキュラム表(就学先が発行する時間割など)	
								0	ひとり親であることがわかる書類 (戸籍の全部事項証明書の写し、離婚の受理証明書・児童育成手当受給者証明書等の写し) *離婚別博中の場合: 測停中であることを証明する裁判所の書類等(父母の住民票が同一でない 場合のみ) * 内縁関係、同棲関係、離婚後同居している等の場合には、ひとり親世帯とは認められません。 * いずれの書類も提出できない場合は、子ども育成課へご相談ください。	

『※』は就労開始後、提出が必要な書類です。

就労:外勤(注1)・自営業(注2)・内職

(注1)会社等に雇用されている方(在宅勤務、産前産後休暇・育児休業中の方を含む)

(注2)本人・三親等以内の親族が代表者の法人組織等で勤務している方(育児に伴う休業中の方を含む)

^{※2} 住民税課税(非課税)証明書は ① 合計所得金額、② 所得控除額、③ 区市町村民税所得割額、④ 区市町村民税均等割額が記載されているもの ※3 住民税課税(非課税)証明書 以外の書類では受付ができません。(※1 以外の方)

8 その他優先等に関わる書類

⇒「1-10 入所選考(利用調整)会議の基準について 「1-11 合計点数が同点の場合」

家庭の状況	書類提出時の注意点
申込みをする児童が市外認可保育園、認可外保育園、幼稚園等を利用している方	以下の書類を提出してください。 「児童在籍証明書」(所定様式P55) または 施設との契約書等(預けている日数と時間がわかるもの)
保育士資格または幼稚園教諭免許をお持ちで、 対象の施設にて幼児教育・保育に従事している方 ◎対象の施設はP23の(※1)をご確認ください。	「就労証明書」(所定様式P48) 資格の取得状況が確認できないため、別途 「保育土証」等資格取得がわかる書類 の提出が必要になります。資格の確認ができない場合は、選考上優先されない可能性があります。
社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の資格をお持ちで、援助職または介護職として三鷹市内の障がい者福祉施設または高齢者介護施設で勤務している方 ◎該当資格の詳細はP23の(※3)をご確認ください。 ◎対象の施設はP23の(※4)をご確認ください。	「就労証明書※」(所定様式P48) ※市内の事業所(施設)名を明記のこと 資格の取得状況が確認できないため、別途「社会福祉士」「精神保健福 祉士」「介護福祉士」「介護職員初任者研修修了者」「介護職員実務者 研修修了者」等資格取得がわかる書類の提出が必要になります。資格の 確認ができない場合は、選考上優先されない可能性があります。
申請児童の里親、特別養子縁組で子どもを養育している方	申請の際に子ども育成課へご連絡ください。
出産予定の児童の申込みをする方(4月入所のみ)	「誓約書(出産予定用)」(所定様式P61)を提出してください。
申請児童以外で出産予定がある方	「保育所入所(転所)申込書 兼 三鷹市子どものための教育・保育給付認定申請書」(所定様式)の家庭状況確認欄の3両親の状況の出産欄と「入園・転園に関する同意欄」(所定様式)の該当箇所にもご記入ください。
離婚予定で申込みをする方	「保育所入所(転所)についてひとり親としてみなして申し込む際の同意書」(所定様式)を提出ください。所定様式は、みたかきっずナビまたは三鷹市HPから印刷してください。

1-7-2

入所決定後、追加書類の提出が必要な場合

申込時の状況により、就労の開始や追加書類の提出が入園の条件となる場合があります。

下記条件を満たせない場合や書類の提出がない場合、内定の取消しや退園となることがありますので、ご注意ください。

また、保育を必要とする理由によって、保育の実施期間が短期間となることがあります。

申込時の状況	提出書類	提出期限	留意事項
育児休業中※	「復職証明書」(P53)	入園後 1か月以内 に 休業前と同じ条件で復職し、 復職後10日以内に提出	1か月以内に復職できない場合は、 内定が取り消される か、入園した場合でも 入園した月の 末日付で退園 となります。
求職中	「就労証明書」(P48)	入園後 3か月以内 に 月48時間以上 の就労を開始し、就労開 始後 10日以内 に提出	求職を理由に入園した場合、 保育の実施期間は 最大3か月間 です。 3か月以内に就労を開始できない場合は、 入園した翌々月の末日付で退園となります。
就職内定	「就労開始証明書」(P54)	入園した月の 10日まで に提出	提出がない場合には、 入園した月の 末日付で退園 となります。
出産 (産休を除く)	7 保育の必要性が確認できる書類	出産月の 2か月後の末日の 1 4日前 までに提出	出産を理由とする保育の実施期間は、 出産予定月と前後2か月(計5か月間) です。 期間満了後も保育園を希望する場合は、 左記書類を提出してください。
傷病・介護・ 就学および災害	7 保育の必要性が確認できる書類	その 理由の消滅した月の末日 までに提 出	傷病・介護・就学および災害を理由とする保育の実施期間は、その 理由の消滅した月の末日まで です。 期間満了後も保育園を希望する場合は、 左記書類を提出してください。

[※]育児休業中の方はP.17の〈1.育児休業の取扱い〉を必ずご確認ください。

1-8

その他申込みに関わる注意事項

1. 育児休業の取り扱い

〈入所条件〉

育児休業を取得している場合は、休業前と同じ勤務条件(就労規則上の通常勤務日数・時間)で入所した月の翌月1日までに復職することが入所の条件です。自営業の方で育児に伴う休業を取得している場合も、休業前と同じ条件(日数・時間)での復職が必要です。申込みをしている児童以外のきょうだいの育児休業の場合も含みます。

◎提出書類•提出期限

「復職証明書(所定様式 P53)」 復職日から 10 日以内に提出してください。 例 6月 1 日入所の場合⇒7月 1 日までに復職⇒7月 10 日までに提出

◎時間短縮制度について

会社の就業規則による時間短縮制度や日数短縮制度を利用している場合でも、月 48 時間以上での復職が必要です。

◎注意事項

復職証明書等の提出がない、復職していない、就労条件に変更があったことなどが判明した場合は、**原則退所**になります。**転職**の場合も内定取消しや退所となることがありますので、必ず子ども育成課へ事前にご確認ください

※入園後に下のお子様の育児休業を取得する場合は、P25「3.きょうだいの育児休業に関する取り扱い」をご覧ください。 ※入園後に新たに入所児の育児休業の取得はできません。

〈自営業の方の育児に伴う休業について〉

自営業の方が、お子さんの育児のため通常の就労時間や日数どおりに就労を行っていない期間を 【育児に伴う休業】として取り扱います。(最長、出産日から2年間)

【育児に伴う休業】の期間は「就労証明書(P48)」の『8 産前・産後休業の取得、9 育児休業の取得』の欄に記載してください。

〈育児休業中の方の入所申請について〉

「保育所等入所(転所)申込書 兼 三鷹市子どものための教育・保育給付認定申請書」の【育児休業中の方の入所申請確認】の 『2 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる』を選択している場合、調整点数にて減点されます。

◎希望の切り替え

年度内の選考で切り替えを行う場合、「育児休業中の方の入所申請変更届(P58)」を各月の入所に対する受付期間中に提出してください。

2. 多胎児(双子等)の選考について

多胎児の同時申請において、第1希望保育所における選考では同時入所に至らないことが判明した場合に、第2希望以下の保育所において同時入所できることが明らかな場合には、当該施設(同じ施設)に内定が出ます。

3. 施設の本園・分園の選択について

ケンパ井の頭の 1 歳児クラス・みたか小鳥の森保育園の 1 歳児、2 歳児クラス・牟礼の森トキ保育園の 2 歳児クラスへの申込みに関しては、本園・分園を選択することはできません。通園する園については、入園児童が決定した後、園運営を考慮したうえで園が決定し、園よりお知らせします。

4. 申込み後、家庭状況等に変更があった場合

選考時(利用調整時)と異なる家庭状況になった場合には、**内定取消し**や**退所**となる場合があります。申込み後、家庭の状況に変更がある場合には、子ども育成課へ事前に相談のうえ、速やかに変更後の家庭の状況を確認できる書類を提出してください。※変更希望月の受付期間中(※表紙参照)に提出されれば、直後の選考会議から変更が有効となります。締切日を過ぎてから届いたものについては、翌月の入所選考会議から有効となります。

⇒「1-9-2 申込み後に家庭の状況が変わった場合」

〈これまでに入園内定の取消しや退所になった事例〉

- ・保護者が入園前に仕事を辞めた。(転職の場合も内定取消しになる可能性があります。)
- 育児休業中に保育園を申し込んだが、入園月の翌月1日までに復職しなかった。もしくは休業前と復職時で勤務条件(勤務時間・日数等)が変更になった。
- ・入園前に三鷹市民でなくなった。(選考時点で、三鷹市民でなくなったことを確認できた場合、選考対象外としています。)
- ・職業訓練施設に通っていたが、職業訓練期間満了から1か月以内に基準点数が40点の就労を開始しなかった。

5. 申込み後の転職について

認可保育所等の入所申込み後、入所前までに就労先が変更となる場合には、前職の退職日と新しい職場での就労開始日の間が 1 か月以上空いてしまうと、内定取消しとなることがあります。また、就労先の変更に伴い日数や時間が変更となる場合には、選考時と基準点数が変わり、内定取消しになることがあります。申込み後に就労先を変更される場合には、必ず事前に子ども育成課にご相談ください。

6. 短時間保育専用施設の選考方法について

短時間保育専用施設(以下の4施設)は第1希望優先選考となります。これらの施設を第1希望とした方は、他の希望保育園等選考よりも前に利用調整(選考)を行います。(選考結果は、保育園等と同時に通知します。)入所がかなわなかった場合には、他の希望保育園等の利用調整(選考)を行います。※短時間保育専用施設以外の希望順位は選考の優劣には関係しません。また、募集しているクラス年齢に希望者がいない場合、他のクラス年齢の希望者から内定者を決定することがあります。

<対象施設>「小野寺家庭保育室」「こもれび家庭的保育室もこもこ」「家庭的保育室いずみ保育園」「こ もれび家庭的保育室イデオ」

7. 選考点数の開示について

三鷹市保育所入所選考点数は、当該申請者の請求により開示することができます。(順位付けは行っておりません。) ただし、他人の点数等については、個人情報保護の観点から、いかなる理由があっても開示することはできません。

また、5月入所以降の選考で、申込み先の施設全てに空きがない場合は、選考会議(利用調整)が行われないため、入所選考点数がつきません。その場合も、点数を開示することはできません。

8. 4月入所申請中に、前年度申請での入所が決まった場合

令和8年4月入所申請を行っている方の中で、令和7年度(前年度)の毎月の申込みで入所が決まった場合は、令和8年度4月の申請は、**取下げ**扱いとなります。

ただし、入所するまでに、令和7年度末(令和8年3月末日)までの**退所手続き又は内定辞退の手続きを事前にされた場合に限り**、令和8年4月入所の申請を有効とすることができます。

事前に退所手続きをした上での入所が条件となりますので、4月の入所が決まらなかった場合も3月末日には退所していただくことになります。

転園申込については、令和7年度(前年度)の毎月の申請で転園が決まった場合は、必ず転園していただき、令和8年度4月の申請は、**取下げ**扱いとなります。

ただし、令和7年度(前年度)の毎月の申請で決まった施設を除いた希望園(希望順位が低い施設も含みます。)であれば、転園をしたうえで令和8年4月の更なる転園の申請を有効とすることができます。

1-9-1

申込み後の手続き

●希望園を変更する場合(5月~翌年3月入所)

提出物「保育所等入所申込変更届」(所定書式P56)

受付期間 前月の申込み期限翌日から変更希望月の前月の10日まで(郵送の場合は必着)

(10日が閉庁日にあたる場合は、次の開庁日)※表紙を参照ください。

※ 変更希望の受付期間中に提出されれば、その月の選考会議から変更が有効となります。 締切日を過ぎてから届いたものについては、翌月の入所選考会議から有効となります。

●申込みを取り下げる場合

(例) 幼稚園に入園した等の理由で、保育園の入所申込みそのものを取り下げる場合 転園の意思がなくなったため、転園申込みを取り下げる場合

提 出 物 「保育所等入所申込取下届」(所定様式 P57)

記入方法 タイトルの『申込取下』にチェックを入れ、『1 入所申込みを取り下げます。』に〇をして該当年度を記入してください。

●内定を辞退する場合

提 出 物 「保育所等入所内定辞退届」(所定様式 P57)

記入方法 タイトルの『内定辞退』にチェックを入れ、『2 入所の内定を辞退します。』に〇をしてください。内定が出た月の記入も忘れずにお願いします。

※ 内定の辞退をしただけでは、申込みの取下げにはなりません。
翌月以降も、同じ希望園で選考の対象となります。
希望園の変更や、申込みの取下げを行う場合には、上記の手続きが別途必要です。

1-9-2

申込み後に家庭の状況が変わった場合

世帯の状況や、就労条件など保育の要件に変更があった場合は、速やかに該当する書類を提出してください。申込み中の方で、選考時(利用調整時)と異なる家庭状況になった場合には、**内定取消し**となる場合があります。※変更希望月の受付期間中(※表紙参照)に提出されれば、直後の選考会議から変更が有効となります。締切日を過ぎてから届いたものについては、翌月の入所選考会議から有効となります。

【提出書類一覧】

変更内容	提出書類	所定様式	注意点
同じ職場で勤務条件が変わる場合(外勤・自営業)	①家庭状況変更確認書(所定模式) ②就労証明書 所定様式(国) ③【外勤】就労後3か月分の給与明細書の写し (就労先より発行後提出) 【自営業】就労後3か月分の実績を就労証明書に 記載して後日提出	①P47 ②P48	
同じ職場で支店の変更などで勤務地が変わった場合 (勤務日数や時間に変更がない場合)	家庭状況変更確認書(所定様式)	P47	
転職した場合(変更後が外勤・自営業)	①家庭状況変更確認書(所定様式) ②就労証明書 所定様式(国) ③ (外勤)就労後3か月分の給与明細書の写し (就労先より発行後提出) 【自営業】就労後3か月分の実績を就労証明書に 記載して後日提出	①P47 ②P48	採用予定で就労証明書を提出した場合は、就労開始証明 書を後日提出
求職になった場合 (求職を理由とした保育の期間は 最大3か月間)	①家庭状況変更確認書(所定様式) ②ハローワーク受付票の写し (次の仕事が決まっている場合は、ハローワーク受付票ではなく、就労証明書 所定様式(国)を提出)	①P47	ハローワーク受付票はハローワークで発行 ※保育の必要量は原則「短時間」になります。
(求職の方などが) 就職内定した場合	①家庭状況変更確認書(所定様式) ②就労証明書 所定様式(国)	①P47 ②P48	採用予定で就労証明書を提出した場合は、就労開始証明 書を後日提出
採用予定で就労証明書を提出していた方が 就労を開始した場合	①就労開始証明書(所定様式) ②就労後3か月分の給与明細書の写し (就労先より発行後提出)	①P54	
疾病・傷病になった場合	①家庭状況変更確認書(所定様式) ②診断書(P15参照)、または特定医療費(指定難病)受給者証、マル都医療券の写しと通院頻度がわかるスケシュール表(所定様式P64)	①P47	
就学になった場合	①家庭状況変更確認書(所定様式) ②在学証明書 ③スケシュール表(所定様式) ④カリキュラム表(就学先が発行する時間割など)	①P47 ③P64	
介護・看護になった場合	①家庭状況変更確認書(所定様式) ②介護・看護状況中告書(所定様式) ③スケジュール表(所定様式) ④被介護者・被看護者の診断書(P15参照)	①P47 ②P63 ③P64	
産前産後休業に入る場合	①家庭状況変更確認書(所定様式) ②母子手帳の写し(表紙・出産(分娩)予定日の記載 があるページ)	①P47	
出産により世帯員が増加した場合	①家庭状況変更確認書(所定様式) ②母子手帳の写し(出生証明のページ) ③育児休業(予定)届(育児休業を取得する場合、後日就労証明書が必要)	①P47 ③P51	
育児休業を取得する場合	①家庭状況変更確認書(所定様式) ②就労証明書 所定様式(国) ③育児休業(予定)届	①P47 ②P48 ③P51	②は育児休業の期間が記載されているもの ※保育の必要量は「短時間」になります。
産前産後休業・育児休業から復職する場合	①復職証明書(所定様式)	①P53	復職日から10日以内に提出
離婚・死別・結婚・特別養子縁組をした場合	①家庭状況変更確認書(所定様式) ②(離婚)戸籍、または離婚受理証明書など (結婚)相手の方の保育の必要性が確認 できる書類など(子ども育成課へ要確認) (特別養子縁組)養子縁組を確認できる書類	①P47	死別の場合は、①のみ提出
同居人が増えた場合	家庭状況変更確認書(所定様式)	P47	
住所の変更	家庭状況変更確認書(所定様式)	P47	三鷹市外へ転出した場合は選考対象外となります。
市外認可保育園、認可外保育園、幼稚園等の施設に 預け始めた場合	児童在籍証明書(所定様式)または施設との契約書等 (預けている日数と時間がわかるもの)	P55	対象の施設はP22(注4)をご確認ください。
預け先の施設を退所した場合	家庭状況変更確認書(所定様式)	P47	備考欄に退所した施設名と退所日を記載してください。
生活保護の受給の開始・廃止	家庭状況変更確認書(所定様式)	P47	
同居(同一住所)の家族(児童本人)が 障がい者手帳の取得をした場合	①家庭状況変更確認書 (所定様式) ②障がい者手帳のコピー	P47	

- ※ 上記以外の変更がある方など提出書類が不明な場合は、子ども育成課へお問い合わせください。
- ※ 変更の内容によっては、追加書類の提出を依頼することがありますのでご了承ください。

1-10

入所選考(利用調整)会議の基準について

保育園等の入所希望者数が入所募集児童数を上回った場合は、入所選考(利用調整)会議を行います。 入所選考(利用調整)会議では、期日までに提出された書類を確認し、「三鷹市保育所入所選考基準表」及 び「調整点数表」に基づき選考点数を決定し、点数の高い方から入所を決定します。

三鷹市保育所入所選考基準表

選考	類				保護者の状況		
項目	型		細目	_,_]	詳細		
				ア	月間140時間以上の就労を常態	40	
				1	月間120時間以上140時間未満の就労を常態	38	
			月間	ウ	月間100時間以上120時間未満の就労を常態	36	
			20日以上 就労	I	月間80時間以上100時間未満の就労を常態	32	
			*****	オ	月間60時間以上80時間未満の就労を常態	28	
					月間48時間以上60時間未満の就労を常態	24	
				-	月間120時間以上140時間末満の就労を常態	38	
		(1)		2	月間112時間以上120時間未満の就労を常態	36	
		外勤 自営業	月間 16日以上		月間96時間以上112時間未満の就労を常態	34	
			20日未満		月間80時間以上96時間未満の就労を常態	32	
1	就		就労		月間64時間以上80時間未満の就労を常態	28	
	労				月間48時間以上64時間未満の就労を常態	24	
				-	月間84時間以上の就労を常態	32	
			月間		月間72時間以上84時間未満の就労を常態	30	
			16日未満		月間60時間以上72時間未満の就労を常態	28	
			就労			24	
	-				月間48時間以上60時間未満の就労を常態		
		(2)	月間20日以上 就労		月間140時間以上の就労を常態	28	
		(2) 内職等		1	月間48時間以上140時間未満の就労を常態	24	
			月間20日未満 就労	ウ	月間48時間以上の就労を常態	22	
		(3)	就労 (その他)	ア	上記に掲げるもののほか、勤務の態様から明らかに保育に欠けると認められる場合	22	
				-	母親が死亡・離別・行方不明等で、常時その児童と起居を共にしていない場合	45	
2			不存在	-	父親が死亡・離別・行方不明等で、常時その児童と起居を共にしていない場合	45	
			(1) 出産	P	出産前後(予定月を挟んで前後2か月、計5か月)を通じて、分娩休養のため保育にあたることができない状況にあり、かつ他に保育にあたることができる者を期待できない場合	28	
				1	上記に掲げるもののほか、出産により明らかに保育に欠けると認められる場合	24	
			入院		おおむね1か月以上入院、又は入院を決定された場合	40	
	出		7,1970	-	常時病臥	40	
	産	(2) 傷病			隔離を必要とする感染性疾患又は精神性疾患(知的障がいを含む。)	40	
	傷病				特定医療費(指定難病)受給者証及びマル都医療券対象の難病により週1日以上の通院を常態	36	
3	•	(2/ 100/13	居宅内	-			
	障が			\vdash	週1日以上の通院を常態(精神性疾患・知的障がいを含む。)	32	
	١J				定期通院を常態(精神性疾患・知的障がいを含む。)	28	
	者				上記に掲げるもののほか、傷病により明らかに保育に欠けると認められる場合	22	
		(3) 障がい者		身体障害者手帳1級・2級該当者、精神障害者保健福祉手帳1級・2級該当者 又は愛の手帳1度・2度もしくは3度該当者	40	
			(注1)	- <u> </u>	身体障害者手帳3級該当者、精神障害者保健福祉手帳3級該当者又は愛の手帳4度該当者	32	
				ウ	上記以外の身体障害者手帳所持者	22	
			(1)	ア	長期入院者に常時付添っている場合又は心身障がい者施設、特別支援学校等へ通所又は通学する者の付添いに日中 (月20日以上かつ、月140時間以上)を通じて従事している場合	40	
			の親族 (注2.3) の ・施設等の付添い	1	月48時間以上の付添い等に従事している場合(外来通院者の付添いは含まない。)	32	
				ウ	上記に掲げるもののほか、介護(看護)の態様から明らかに保育に欠けると認められる場合	24	
			(2)	ア	病状が重く、病臥している者又は心身障がい者(児)の日中(月20日以上かつ、月140時間以上)を通じて介護 (看護)をしている場合	32	
4	介護・		の親族 (注2.3) の 在宅介護等	1	上記に掲げるもののほか、介護(看護)、外来通院付添いの態様から明らかに保育に欠けると認められる場合	24	
4	看護		(3)	ア	長期入院者に常時付添っている場合又は心身障がい者施設、特別支援学校等へ通所又は通学する者の付添いに日中 (月20日以上かつ、月140時間以上)を通じて従事している場合	36	
			(0) 別族 (注3) の ・施設等の付添い	1	月48時間以上の付添い等に従事している場合(外来通院者の付添いは含まない。)	28	
		ואפזי	-300 3 00 13 MMV 1	ウ	上記に掲げるもののほか、介護(看護)の態様から明らかに保育に欠けると認められる場合	22	
		입투	(4) Bの親族 (注3) の	ア	病状が重く、病臥している者又は心身障がい者(児)の日中(月20日以上かつ、月140時間以上)を通じて介護 (看護)をしている場合	28	
			在宅介護等	1	上記に掲げるもののほか、介護(看護)、外来通院付添いの態様から明らかに保育に欠けると認められる場合	22	

選考項目	類	保護者の状況							
項目	型		細目		詳細				
5		災害			災害によって自身の家屋等が被害を受け、その復旧のため保育にあたることができない場合	40			
		(1) 求職			現に求職のため日中外出の常態にある場合(自宅での求職活動も含む)	22			
	6 (2) 就学等		技能習得		職業能力開発促進法に規定する職業訓練施設に通所するため、日中の外出を常態としている場合(自宅での受講も 含む)	40			
6		(2) 就学等	通学	1	学校教育法に定める学校等に通学するため、月48時間以上の外出を常態としている場合(自宅での受講も含む)	32			
			その他	ウ	上記に掲げるもののほか、通学等の態様から明らかに保育に欠けると認める場合(自宅での受講も含む)	22			
7	その他				前各号に掲げるもののほか、地域の特殊性及び児童を取り巻く環境等特殊事情を考慮し市長が明らかに保育に欠けると認める場合	20~40			

- (注1)愛の手帳には、東京都を除く道府県で発行された療育手帳を含む。
- (注2) 同一敷地内を含む。
- (注3)児童の親の三親等以内の親族に限る。

【補足】

1. 就労の方の選考点数

就労証明書の「6就労時間」の実働時間(雇用契約上の勤務日数・時間)を基に点数付けを行います。

2. 職業訓練施設

「職業能力開発促進法」に規定する公共職業能力開発施設・職業能力開発総合大学校及び「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」に規定する職業訓練を行う施設とします。

技能習得による基準点数(40点)で入所が決まった場合、職業訓練期間満了から1か月以内に基準点数が40点の就労を開始、またはその他基準点数40点以上の要件に該当しなければ退園になります。

	調整点数表								
	適用	調整	条 件		調整点数	整点数			
		項目	* 17	新規申請	転園	移行			
両親	保育所等入所(転所)申込書 兼 三鷹市子どものための教育・保育給付認定申請書において、「希望する	1	選考項目1~7により月間48時間以上、託児所又は施設等(注4)に当該児童を預けている場合 ただし、育児休業中の場合については対象外市内認可保育園等(注5)は対象外	3	適用	なし			
の基準点数	保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合は、1~8を適用しない。	2	当該児童のきょうだいが既に当該児童の申込み園に在園している 場合 ただし、その在園児が転園申請をしている場合を除く。		4				
を合算	【新規申請】	3	申込児以外のきょうだいが同時申込中の場合	3					
した点数に	1、2、3、7の複数の 項目に該当する場合には、 5点を上限とする。	4	生活保護受給世帯で、保育の実施がその世帯の自立助長に大きく 貢献すると認められる場合には、市長の判断により加点する。	1~5					
調整を	【転園】 2、3、7の複数の 項目に該当する場合には、	5	ひとり親家庭等で、保育の実施がその世帯の自立助長に大きく貢献すると認められる場合には、市長の判断により加点する。	1~9	適用	なし			
加 え る	5点を上限とする。	6	児童の虐待防止に寄与するために、特別の支援を必要とする世帯 と認められる場合には、市長の判断により加点する。	1~5					
もの	・2、3の両方に該当する場合は、5点を上限とする。 ・3は多胎児(兄弟姉妹)が	2、3の両方に該当する場 オ、5点を上限とする。 7 選考項目2不存在に該当し、他に同居する親族(児童		5					
	共に移行対象の場合のみ適用	8	8 その他市長が特殊な事情の発生を認める場合		1~30				
に調整を加えるもの父母各々の基準点数		9	保育所等入所(転所)申込書 兼 三鷹市子どものための教育・保育給付認定申請書において、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合		- 21				

- (注4)対象となる施設は市外認可保育園、認証保育所、その他の認可外保育所(企業主導型保育所を含む。)、幼稚園、一時預かり施設など、都道府県へ届け出を行っているものに限る。(三鷹市定期利用保育室は除く。) 個人に預けている場合(ベビーシッター等)も、都道府県へ届け出を行っているものに限る。
- (注5) 市内認可保育園等とは、市内の認可保育園・地域型保育施設及び認定こども園保育認定枠をいう。(一時保育を除く。)

1-11

合計点数が同点の場合

合計点数(基準点数+調整点数)が同点の場合は、以下のとおり入所の優先順位を決定します。

同一選考点数世帯間の優先順位

三鷹市保育の実施に関する取扱要領(抜粋)

優先段階	項目
1	保育の実施基準点数の高い者
2	保護者が保育士資格または幼稚園教諭免許状を持ち、対象施設※1において幼児教育・保育に従事している者(転園・移行の申請は対象外)
	選考項目(類型・細目)の優先順位(①~⑨の順)の高い者 ※2
3	①不存在 ②災害 ③傷病・障がい ④就労 ⑤介護・看護 ⑥内職等 ⑦出産 ⑧就学等 ⑨求職
4	保護者が該当資格※3を持ち、三鷹市内の高齢者介護施設または障がい者福祉施設※4 において介護または援助業務に従事している者(転園・移行の申請は対象外)
5	前年度課税標準額(保護者1、2合算)の低い者

- ※1 対象施設:対象施設間の優先順位は下記①・②の順とする。
 - ① 認可保育所、認定こども園、特定地域型保育事業(小規模保育・事業所内保育・家庭的保育(国制度)・居宅訪問型保育)、地方単独保育施策(認証保育所、家庭的保育(都制度)等)、企業主導型保育事業、三鷹市定期利用保育室
 - ② 認可幼稚園
- ※2 選考項目(類型・細目)間の優先順位は、保護者1、2両方の細目で総合的に判断するものとする。
- ※3 介護福祉士、介護職員初任者研修修了者、介護職員実務者研修修了者、社会福祉士、精神保健福祉士
- ※4 三鷹市内の高齢者介護施設または障がい者福祉施設: 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、訪問介護、通所介護(デイケア、デイサービス)、共同生活 介護(グループホーム)等介護サービスを行っている事業所、三鷹市障がい者のためのしおりに掲載 されている指定特定相談支援事業所、通所施設、移動支援、日中一時支援、グループホーム、施設入 所支援、短期入所

1-12

入所選考のながれ

①選考点数の決定(選考基準表に基づき、選考点数を決定します。)

例:保護者 1、2 ともに「月に 20 日・140 時間以上」の就労。きょうだいを同時に申請。

	①基準点数(P21~	~P22)	②調整点数(P22)		選考点数(①+②)
保護者1	1就労-(1)-ア	40点	2		83点
保護者2	1就労-(1)-ア	40点	きょうだい同時申請	3点	※選考項目(P23)は 保護者1: ④就労 保護者2: ④就労

②内定者の決定

- ・内定者の決定は園ごとに行います。(申請書に記入した希望園の選考に入ります。)
- ・希望順位に関係なく、選考点数の高い方が内定します。※
- ・複数の園に内定した場合、申込書に記入した希望順位が上位の園に内定します。
- (希望順位は選考結果に影響しませんので、行きたい順に記入してください。※)
- 選考点数が同点の場合、「同一選考点数世帯間の優先順位(P23)」に基づき、内定者を決定します。
 - ※第1希望優先選考園を除く。
- <第1希望優先選考園>⇒P18「6.短時間保育専用施設の選考方法について」

「小野寺家庭保育室」「こもれび家庭的保育室もこもこ」「家庭的保育室いずみ保育園」「こもれび家庭的保育室イデオ」

認可保育施設の利用に関すること

在園中の注意事項

1. 翌年度の継続入所及び家庭状況の確認について

保育園等は家庭で保育ができない児童をお預かりする施設のため、入園後も「保育を必要とする事由」 の継続が必要です。

そのため、市では、翌年度の継続入所の意思確認と併せて、年に一度、「保育を必要とする事由」の確認を行っています。確認の時期になりましたら、保育施設経由で案内書類を配付しますので、「家庭状況確認書」及び「保護者 1、保護者 2 の保育を必要とする事由の証明書類」を提出してください。なお、書類の提出がない場合や「保育を必要とする事由」がない場合は、退園となります。

2. 乳児園(2歳児クラスまでの施設)からの移行について

2歳児クラスまでの認可保育園や、地域型保育施設に入園した場合は、3歳児クラスに進級する際に、5歳児クラスまである保育園等へ移行となります。

2歳児クラス在園中に移行先の希望調査を行い、移行先を決定します。

《移行対象となる方》

- ① 三鷹市民(住民登録地が三鷹市であり、翌年度も引き続き三鷹市民であること。) ※移行先の決定後でも、移行先の園に入園する前に三鷹市外に転出した場合は、内定取消しになります。
- ② 2歳児クラス在園年度の7月に在園していること。

《注意点》

・次年度4月入所の受付前に移行希望調査を行い、移行のための選考(利用調整)を行います。

⇒「1-10 入所選考(利用調整)会議の基準について」

- ・ 第2希望園以降の保育園に決まることもあります。
- 移行可能な保育園は毎年変わります。(ご希望の園に移行先として募集がない場合もあります。)(移行可能枠は原則、2歳児クラスと3歳児クラスの定員に差がある園において、次年度4月入園の人数や、障がい児・医療的ケア児の受け入れ人数等と調整を行い決定します。)
- 移行先の園に内定が出た後、次年度の 4 月入所受付にて 3 歳児クラスの転園申込みをすることも可能です。ただし、4 月入所は「転園」の取り扱いとなるため、内定を辞退することはできません。

3. きょうだいの育児休業に関する取り扱い

上の子の入園後に、下の子の育児休業を取得する場合

育児休業の終了する日の属する月の末日までの期間は、継続入所が可能です。この場合、育児休業を取得する際に、「育児休業(予定)届(P51)」と「就労証明書(育児休業取得期間の明記があるもの)(P48)」を提出してください。ただし、育児休業期間中は原則「保育短時間」の認定となります。なお、育児休業が終了し復職した際には復職後10日以内に『復職証明書(P53)』を提出する必要があります。

- ※自営業の方の育児に伴う休業も上記取り扱いに準じます。
- ※入園時点できょうだいの育児休業を取得している場合は、P17「1.育児休業の取り扱い」を参照

4、休園の取り扱い

休園を希望される方は、必ず事前に保育所等に相談してください。

1日も通園しない月が3か月続いた場合は、保育の必要がないものとみなし、退園となります。保育所等に在園している児童や保護者が傷病等のため、やむを得ず1か月以上休園する等の場合は申請により給食費を免除できる可能性があります。申請方法は子ども育成課または保育所等へご確認ください。

参考事例	7	'月	8月	9月	10月	
多与争例	7/1~10	7/11~31	8/1~31	9/1~30	10/1~20	10/21~
事例①	登園	休園	休園	休園	休園	登園
事例②	休園	休園	休園	休園	休園	登園

- → 事例①…7月と10月にそれぞれ登園しているため、退園にはならない。(休園可)
- → 事例②…7月から9月にかけて3か月連続で休んでいるため、退園になる。(休園不可)

5. 三鷹市から転出後も、引き続き三鷹市の保育園に通う場合

以下(1)及び(2)の手続きが必要です。また、2歳児クラスまでの保育園等に継続通園する場合、3歳児クラスへの移行はできません。

(1) 三鷹市での手続き (三鷹市民としての退所連絡)

提出書類:「保育所等退所届(所定様式 P59)」

※必ず「退所する理由」の欄で、『継続通園』にマルをつけてください。

提出先 : 三鷹市子ども育成課

提出期限:転出前まで

(2) 転出先自治体での手続き(転出先自治体の住民としての継続入所申込み)

提出書類7

提出先

・転出先自治体にご確認ください。

提出期限

6. 退園する場合

提出書類:「保育所等退所届(所定様式 P59)」

提出先 : 三鷹市子ども育成課 提出期限: 退所する月の末日(厳守)

※空いた枠に他の方が入所できるように、退所確定後は速やかに書類の提出をお願いします。

※原則、退所日は月末日となります。

2-2

保育所等でかかる費用について

保育料(利用者負担額)は令和7年9月より無償となりました。

<給食費について>

0~2歳児クラスは、給食費の徴収はありません。

3~5歳児クラスは、月6,000円を給食費として徴収しています。

なお、年収約360万円未満世帯(当該年度分の区市町村民税の額が62,900円未満(ひとり親世帯等は、当該額が77,101円未満))及び第3子以降(認可保育園等に在籍する子どものうち、3人目以降の子ども)は、給食費はかかりません。入園後に「給食費免除のお知らせ」を送付します。

く延長保育について>

延長保育を利用する場合、延長保育料が発生します。

対象年齢や保育時間、利用料金等は施設により異なるため、詳細は施設にお問い合わせください。

くその他の費用について>

写真代や教材費などについて、事前に保護者の同意を得た上で徴収する場合があります。 項目や徴収額は保育施設によって異なりますので、ご不明な点は各施設にお問い合わせください。

在園中に家庭の状況が変わった場合

世帯の状況や就労条件など保育の要件に変更があった場合は、速やかに該当する書類を提出してください。在園中に「保育を必要とする事由」がなくなった場合は、原則退園になります。また、書類の提出がなく、あとから「保育を必要とする事由」がない期間があったことがわかった場合も原則退園となります。

【提出書類一覧】

変更内容	提出書類	所定様式	注意点
同じ職場で勤務条件が変わる場合(外勤・自営業)	①家庭状況変更確認書(所定様式) ②就労証明書 所定様式(国) ③【外勤】就労後3か月分の給与明細書の写し (就労先より発行後提出) 【自営業】就労後3か月分の実績を就労証明書に 記載して後日提出	①P47 ②P48	
同じ職場で支店の変更などで勤務地が変わった場合 (勤務日数や時間に変更がない場合)	家庭状況変更確認書(所定様式)	P47	
転職した場合(変更後が外勤・自営業)	①家庭状況変更確認書(所定様式) ②就労証明書 所定様式(国) ③【外勤】就労後3か月分の給与明細書の写し (就労先よの発行後提出) 【自営業】就労後3か月分の実績を就労証明書に 記載して後日提出	①P47 ②P48	採用予定で就労証明書を提出した場合は、就労開始証明書を後日提出
求職になった場合 (求職を理由とした保育の期間は 最大3か月間)	①家庭状況変更確認書(所定様式) ②ハローワーク受付票の写し (次の仕事が決まっている場合は、ハローワーク受付 票ではなく、就労証明書 所定様式(国)を提出)	①P47	ハローワーク受付票はハローワークで発行 ※保育の必要量は原則「短時間」になります。
(求職の方などが)就職内定した場合	①家庭状況変更確認書(所定様式) ②就労証明書 所定様式(国)	①P47 ②P48	採用予定で就労証明書を提出した場合は、就労開始証明 書を後日提出
採用予定で就労証明書を提出していた方が 就労を開始した場合	①就労開始証明書(所定様式) ②就労後3か月分の給与明細書の写し (就労先より発行後提出)	①P54	
疾病・傷病になった場合	①家庭状況変更確認書(所定様式) ②診断書(P15参照)、または特定医療費(指定難病)受給者証、マル都医療券の写しと通院頻度がわかるスケジュール表(所定様式P64)	①P47	
就学になった場合	①家庭状況変更確認書(所定様式) ②在学証明書 ③スケジュール表(所定様式) ④カリキュラム表(就学先が発行する時間割など)	①P47 ③P64	
介護・看護になった場合	①家庭状況変更確認書(所定様式) ②介護・看護状況申告書(所定様式) ③スケジュール表(所定様式) ④被介護者・被看護者の診断書(P15参照)	①P47 ②P63 ③P64	
産前産後休業に入る場合	①家庭状況変更確認書(所定様式) ②母子手帳の写し(表紙・出産(分娩)予定日の記載 があるページ)	①P47	
出産により世帯員が増加した場合	①家庭状況変更確認書(所定様式) ②母子手帳の写し(出生証明のページ) ③育児休業(予定)届(育児休業を取得する場合、後日就労証明書が必要)	①P47 ③P51	
育児休業を取得する場合	①家庭状況変更確認書(所定様式) ②就労証明書 所定様式(国) ③育児休業(予定)届	①P47 ②P48 ③P51	②は育児休業の期間が記載されているもの ※保育の必要量は原則「短時間」になります。
産前産後休業・育児休業から復職する場合	①復職証明書(所定様式)	①P53	復職日から10日以内に提出
離婚・死別・結婚・特別養子縁組をした場合	①家庭状況変更確認書(所定様式) ②(離婚)戸籍、または離婚受理証明書など (結婚)相手の方の保育の必要性が確認 できる書類など(子ども育成課へ要確認) (特別養子縁組)養子縁組を確認できる書類	①P47	死別の場合は、①のみ提出
同居人が増えた場合	家庭状況変更確認書(所定様式)	P47	
住所の変更	家庭状況変更確認書(所定様式)	P47	三鷹市外へ転出した場合は選考対象外となります。
生活保護の受給の開始・廃止	家庭状況変更確認書(所定様式)	P47	
同居(同一住所)の家族(児童本人)が 障がい者手帳の取得をした場合	①家庭状況変更確認書(所定様式) ②障がい者手帳のコピー	P47	

- ※ 上記以外の変更がある方など提出書類が不明な場合は、子ども育成課へお問い合わせください。
- ※ 変更の内容によっては、追加書類の提出を依頼することがありますのでご了承ください。

3

保育施設・サービスの 紹介に関すること

認可施設の種類

	認可施設 P29~	認可外施設・その他預かりサービス P35~
施設の種類	・認可保育所(公立・私立) ・認定こども園 ・地域型保育施設 - 小規模保育施設 - 家庭的保育施設	・東京都認証保育所・企業主導型保育施設・認可外保育園・一時預かり事業・ベビーシッター
申込先と 選考方法	市へ申込みを行い、 市が 入所選考 を行います。P5~ 三鷹台幼稚園(保育認定枠)は施設に直接申し込みます。	施設に直接申込みを行います。
保育の 必要性の認定	必要	原則不要 『幼児教育・保育の無償化』『認可外保育施設利用助成金』の請求をする場合や施設に認定証の提出を求められる場合は必要となります。
利用料	市が決定し、 各施設または市が徴収します。P26~	各施設が決定・徴収を行います。

<共通事項>

保育施設は、保護者の就労や傷病等により、家庭において十分保育することができない児童を、保護者に代わって保育することを目的とした施設です。希望する保育園等の申込み児童数が受入れ可能数を上回った場合には、入園する児童を公正な方法で選考します。

保育時間	1日8時間(例 8:30~16:30) ・ 就労時間等に応じて、11時間の開所時間範囲内で8時間以上の利用が可能(短時間保育専用施設は8時間)
延長保育	就労時間等を考慮したうえで実施(実施のない園もあり。) ・ 対象年齢や延長時間は各園によって異なる。 ・ 別途、延長保育利用料の負担あり。
休園日	日曜、国民の祝日及び 12月 29日~1月3日 ・ 幼稚園型認定こども園は、土曜休園の場合あり。

[※] 詳細は施設によって異なるため、各園にお問い合わせください。

1. 認可保育園(保育所)

保育園(保育所)は、国が定めた基準を満たし、都の認可を受けた児童福祉法に定める福祉施設です。 三鷹市には以下の3類型の保育園があり、各園によって保育理念や年間行事等はさまざまです。

1 私立保育園

社会福祉法人や NPO 法人、株式会社等が設置・運営する保育園です。

2 公私連携型保育園

三鷹市と協定を結んだ社会福祉法人や株式会社が設置・運営する保育園です。

3 公立保育園

三鷹市が設置・運営する保育園です。

2. 認定こども園

認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援(一時保育や子育て相談など)も行う施設の総称です。受入れ年齢は、施設によりさまざまです。

1号認定子どもも2号認定子どもも、共通利用時間(例9:00~14:00)は一緒に過ごします。

1 保育所型認定こども園

認可保育園をベースとし、保育が必要な子ども以外も受け入れる施設です。

2 幼稚園型認定こども園

幼稚園が主体となって、保育にも対応している施設です。 幼稚園がベースのため、土曜休園等、他保育所等と取扱いが異なることがあります。(P14)

3. 地域型保育施設

地域型保育施設とは、国が定めた基準を踏まえ、市区町村が設定した認可基準を満たした保育施設です。原則定員19名以下の0~2歳児を保育する施設で、市内には家庭的保育、小規模保育の2類型があり、 三鷹市民専用です。(ただし、入園後に市外へ転出した場合は、継続して通園できます。P26参照)

1 家庭的保育施設

O~2 歳児を対象とした定員 3 人以上 5 人以下の施設で、異年齢保育が特長です。 保育士や教員等の資格をもつ家庭的保育者が保育します。

家庭的保育者の自宅・その他の場所で、個人・法人により運営されています。

市内に4か所ある家庭的保育施設はすべて短時間保育(8時間)専用の施設です。

また、第1希望優先選考「6.短時間保育専用施設の選考方法について(P18 参照)」が適用され、 入所すると保育標準時間認定児であっても、短時間認定に変更となります。

→8時間を超える部分については、延長保育料が別途必要です。

2 小規模保育施設

O~2歳児を対象とした定員 6人以上 19人以下の施設で、保育環境・保育内容・保育従事者等については、認可保育所に近い類型です。三鷹市にはA型の施設が1園あります。

A型:保育士の人員配置基準のうち、全て保育士有資格者の施設です。

B型:保育士の人員配置基準のうち、5割以上が保育士有資格者の施設です。

認可保育園·地域型 保育施設MAPの番号

《 三鷹市 認可保育所等一覧 》

定員は変更になる場合があります。 運用定員は、基準の範囲内で弾力的に運用している人数も含めています。

			定員は変更になる場合かめります。						軍用定員			4 9 0	
MAP [*] 番号	保育園名	所在地	電話番号	開設年月日	保育 年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
	私立												
21	井の頭保育園	井の頭3-16-31	43-7916	S25.5.1	0~5	6	10	14	14	18	18	80	
28	第二小羊チャイルドセンター	北野3-10-14(本園) 北野2-6-23(分園)	43-9754	S47.3.1	0~5	6 本園	15 本園	18 本園	20 本園	20 分園	20 分園	99	
35	椎の実子供の家	大沢4-8-8	32-4103	S48.4.1	0~5	9	18	20	20	20	20	107	
10	あかね保育園	下連雀7-6-18	49-2671	S51.4.1	0~5	6	10	12	12	12	12	64	
22	みたか小鳥の森保育園	井の頭5-22-8(本園) 牟礼4-9-25(分園)	45-4558(本園) 26-7800(分園)	S57.4.1	0~5	9 本園	12本園 6分園	12本園 8分園	22 分園	25 分園	25 分園	119	
29	みたかつくしんぼ保育園	中原1-29-35	03-3308-3507	S60.4.1	0~5	9	12	12	12	12	12	69	
11	弘済保育所(おひさま保育園)	下連雀5-2-5	49-8893	H20.4.1	0~5	8	8	10	14	14	14	68	
30	まなびの森保育園三鷹新川	新川6-5-15	76-0708	H23.4.1	0~5	6	13	13	14	13	12	71	
12	第二椎の実子供の家	上連雀6-25-31	44-4103	H24.4.1	0~5	9	17	22	22	24	24	118	
13	にじいろ保育園三鷹下連雀	下連雀1-4-22	26-5684	H24.4.1	0~5	6	12	12	13	13	13	69	
23	ケンパ井の頭	井の頭1-14-5(本園) 井の頭1-31-22(分園)	70-0960(本園) 70-7530(分園)	H24.4.1	0~5	9 分園	8本園 7分園	15 本園	15 本園	15 本園	15 本園	84	
36	ドルフィン三鷹の杜保育園 (旧 京進のほいくえんHOPPAたかの子)	井口1-10-19	34-7200	H26.4.1	0~5	6	15	18	20	20	20	99	
14	ポピンズナーサリースクール三鷹南	下連雀4-16-16	70-1620	H26.4.1	0~5	6	10	12	14	14	14	70	
15	まなびの森 三鷹もりのこ保育園	上連雀2-16-1	43-1195	H26.4.1	0~5	6	12	13	14	13	13	71	
31	にじいろ保育園三鷹新川	新川6-33-15	26-7402	H27.4.1	0~5	6	14	16	20	20	20	96	
17	にじいろ保育園三鷹牟礼	牟礼1-14-27	24-6618	H28.4.1	0~5	6	14	16	20	20	20	96	
18	牟礼の森トキ保育園	牟礼4-2-23(本園) 牟礼4-2-19(分園)	24-9233(本園) 46-6977(分園)	H28.4.1	0~5	6 本園	20 本園	12本園 12分園	25 分園	25 分園	25 分園	125	
37	三鷹どろんこ保育園	井口1-23-9	30-5923	H29.4.1	0~5	6	15	18	20	20	20	99	
38	グローバルキッズ三鷹園	下連雀3-6-21	71-5155	H29.4.1	0~5	9	15	18	19	19	19	99	
39	三鷹ちしろの木保育園	野崎2-11-7	30-9098	H30.4.1	0~5	6	10	18	20	20	20	94	
40	キッズガーデン三鷹上連雀	上連雀6-27-4	29-8020	H30.4.1	0~5	6	15	18	20	20	20	99	
41	Gakkenほいくえん 三鷹	上連雀1-5-12	54-2261	H31.4.1	0~5	6	10	12	14	14	14	70	
42	みたいぐコスモ保育園	井口1-9-19	31-3131	H31.4.1	0~5	6	18	18	19	19	19	99	
43	三鷹新川雲母保育園	新川3-6-6	70-1108	H31.4.1	0~5	3	10	11	12	12	12	60	
44	ソラストみたか台保育園	牟礼5-6-7	76-6070	H31.4.1	0~5	6	10	12	15	15	15	73	
45	HOPPA北野けやきの里	北野4-8-25	03-6279-5058	R2.4.1	0~5	6	14	15	15	15	15	80	
46	ポピンズナーサリースクール三鷹下連 雀	下連雀5-1-1-E2	29-9575	R2.4.1	0~5	6	10	11	11	11	11	60	
47	みたかこころ保育園	牟礼6-2-1	26-9022	R2.4.1	0~5	12	12	12	14	15	15	80	
48	うれしい保育園三鷹中原	中原3-2-1	76-8821	R3.4.1	0~5	6	11	11	11	11	11	61	
49	ときむれのこ保育園	牟礼4-3-14	26-7730	R4.4.1	0~2	6	18	18				42	
50	ペガサス保育園三鷹駅前	下連雀3-34-15-201	72-8545	R5.4.1	1~5	\angle	9	9	10	10	10	48	
51	アイム保育園	上連雀2-8-20 1F	76-2676	R5.8.1	1~5	$\overline{/}$	5	5	5	5	5	25	
7.4.4	vきっずナビにて園のHPや施設の場所を確認*	e+++	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·										

→ トルラップナビにて園のHPや施設の場所を確認できます。 ※令和9年1月に三鷹市HPのリニューアルを予定しています。 以降はリニューアルした三鷹市HPから ダウンロードをお願いします。



《注意点》 〇 原則として、自動車での送迎はできませんのでご注意ください。 〇 園により若干名の障がい児・医療的ケア児等特別な配慮を必要とするお子様の受け入れを行っています。(P13参照)

※延長保育は別途延長保育料を負担していただきます。 土曜日の延長保育時間については施設に直接お問い合わせください。 なお、施設ごとに「保育短時間」の利用可能な時間帯が決められています。 「短時間認定」のご家庭が保育短時間の時間帯を超えて利用する場合は、延長保育料がかかります。

	722-17-100XC3	延長保		[四九(利用する物目は、延茂休月本	1,0 ,0 ,0 ,0 ,0		
保育標準時間	保育短時間	保育標準時間後 の延長保育時間 (月~金)	対象年齢	運営主体	備考	保育園名	MAP 番号
			私立 ※私立	園の延長保育については、令和7年9月	時点の状況です。各施設	こ直接お問い合わせください。	
7:00~18:00	8:30~16:30	18:01~19:00	1歳児クラス~	社会福祉法人井の頭会		井の頭保育園	21
7:00~18:00	8:30~16:30	18:01~19:00	満1歳~	社会福祉法人こひつじ会		第二小羊チャイルドセンター	28
7:30~18:30	8:30~16:30	18:31~19:30	満1歳~	社会福祉法人楽山会		椎の実子供の家	35
7:00~18:00	8:30~16:30	18:01~19:00	満1歳~	社会福祉法人あかね保育の会		あかね保育園	10
7:00~18:00	8:30~16:30	18:01~19:00	満1歳~	社会福祉法人みたか小鳥の森福祉会	本園・分園について 注意点の欄参照	みたか小鳥の森保育園	22
7:00~18:00	8:30~16:30	18:01~20:00	0歳児クラス~	社会福祉法人新川中原保育会		みたかつくしんぼ保育園	29
7:00~18:00	8:30~16:30	18:01~19:00	満1歳~	社会福祉法人東京弘済園		弘済保育所(おひさま保育園)	11
7:00~18:00	8:30~16:30	18:01~20:00	満1歳~	株式会社こどもの森		まなびの森保育園三鷹新川	30
7:30~18:30	8:30~16:30	18:31~19:30	満1歳~	社会福祉法人楽山会		第二椎の実子供の家	12
7:00~18:00	8:30~16:30	18:01~20:30	満1歳~	ライクキッズ株式会社		にじいろ保育園三鷹下連雀	13
7:30~18:30	8:30~16:30	18:31~20:30	1歳児クラス~	特定非営利活動法人 ケンパ・ラーニング・コミュニティ協会	本園・分園について 注意点の欄参照	ケンパ井の頭	23
7:30~18:30	8:30~16:30	18:31~19:30	1歳児クラス~	ドルフィン・ハーモニー株式会社		ドルフィン三鷹の杜保育園 (旧 京進のほいくえんHOPPAたかの子)	36
7:00~18:00	9:00~17:00	18:01~20:00	0歳児クラス~	株式会社ポピンズエデュケア		ポピンズナーサリースクール三鷹南	14
7:00~18:00	8:30~16:30	18:01~20:00	満1歳~	株式会社こどもの森		まなびの森 三鷹もりのこ保育園	15
7:00~18:00	8:30~16:30	18:01~20:30	満1歳~	ライクキッズ株式会社		にじいろ保育園三鷹新川	31
7:00~18:00	8:30~16:30	18:01~20:30	満1歳~	ライクキッズ株式会社		にじいろ保育園三鷹牟礼	17
7:30~18:30	8:30~16:30	18:31~19:30	1歳児クラス~	トキ株式会社	本園・分園について 注意点の欄参照	牟礼の森トキ保育園	18
7:00~18:00	8:30~16:30	18:01~20:00	0歳児クラス~	社会福祉法人どろんこ会		三鷹どろんこ保育園	37
7:00~18:00	8:30~16:30	18:01~20:00	満1歳~	株式会社グローバルキッズ		グローバルキッズ三鷹園	38
7:00~18:00	8:30~16:30	18:01~20:00	満1歳~	社会福祉法人ちしろの森		三鷹ちしろの木保育園	39
7:30~18:30	8:30~16:30	18:31~20:30	0歳児クラス~	株式会社Smile Project		キッズガーデン三鷹上連雀	40
7:00~18:00	8:30~16:30	18:01~20:00	1歳児クラス~	株式会社学研ココファン・ナーサリー		Gakkenほいくえん 三鷹	41
7:15~18:15	8:30~16:30	18:16~19:30	満1歳~	株式会社コスモズ		みたいぐコスモ保育園	42
7:00~18:00	8:30~16:30	18:01~20:00	0歳児クラス~	株式会社 モード・プランニング・ジャパン		三鷹新川雲母保育園	43
7:00~18:00	9:00~17:00	18:01~20:00	0歳児クラス~	株式会社ソラスト		ソラストみたか台保育園	44
7:30~18:30	8:30~16:30	18:31~19:30	0歳児クラス~	ビーフェア株式会社		HOPPA北野けやきの里	45
7:00~18:00	9:00~17:00	18:01~20:00	0歳児クラス~	株式会社ポピンズエデュケア		ポピンズナーサリースクール 三鷹下連雀	46
7:00~18:00	8:30~16:30	18:01~19:00	1歳児クラス~	社会福祉法人こころ福祉会		みたかこころ保育園	47
7:00~18:00	9:00~17:00	18:01~20:00	満1歳~	株式会社ケア21		うれしい保育園三鷹中原	48
7:30~18:30	8:30~16:30	18:31~19:30	1歳児クラス~	トキ株式会社		ときむれのこ保育園	49
7:30~18:30	9:00~17:00	18:31~19:30	1歳児クラス~	エンゼル有限会社		ペガサス保育園三鷹駅前	50
7:30~18:30	9:00~17:00	18:31~20:30	1歳児クラス~	株式会社aim		アイム保育園	51

令和8年4月1日時点(令和7年9月時点での予定)

[《]選考に関する注意点》 ○ ケンパ井の頭・みたか小鳥の森保育園・牟礼の森トキ保育園の本園・分園について ケンパ井の頭1歳児クラス・みたか小鳥の森保育園の1歳児、2歳児クラス・牟礼の森トキ保育園の2歳児クラスへの申込みに際しては、本園、分園を選択することは出来ません。 通園する園については、入園児童が決定した後、園運営を考慮した上で園が決定し、お知らせします。

《 三鷹市 認可保育所等一覧 》

認可保育園·地域型 保育施設MAPの番号

定員は変更になる場合があります。 運用定員は、基準の範囲内で弾力的に運用している人数も含めています。

		になる場合があり	より。 建用ル	こ貝は、在	5年の地区	IN CIP.	カリー選			307 (0.5	K 9 o	
MAP 番号	保育園名	所在地	電話番号	開設年月日	保育 年齢	0歳	1歳	2歳	運用定員	4歳	5歳	計
公私連携型												
34	三鷹西野保育園	深大寺3-3-10	39-7030	S47.6.1	0~5	9	10	12	22	24	24	101
7	三鷹駅前保育園	下連雀3-30-12 2F	79-5441	H14.4.1	0~2	7	13	15				35
8	認定こども園 三鷹ちどりこども園	上連雀4-12-26	72-9220	H19.4.1	1~5		5	8	15	15	15	58
19	三鷹赤とんぼ保育園	牟礼3-9-3	40-0600	H28.4.1	0~5	12	20	24	25	25	25	131
9	三鷹南浦西保育園	下連雀7-2-1	40-7551	S44.6.1	1~5		20	24	24	24	24	116
26	ベネッセ 三鷹東台保育園	中原2-17-39	79-7728	H13.4.1	0~5	9	12	12	12	12	12	69
16	まなびの森 三鷹牟礼保育園	牟礼7-4-52	76-0883	S43.7.1	0~5	6	16	17	17	18	19	93
33	ベネッセ 三鷹大沢台保育園	大沢2-2-52	39-3177	H18.4.1	0~5	6	9	11	12	12	12	62
27	まなびの森 三鷹こじか保育園	新川6-7-8	71-2211	H20.4.1	1~5		14	14	14	14	14	70
			公立(公設公営)								
1	中央保育園	上連雀6-11-16	40-7540	S31.8.1	0~5	12	20	24	28	28	28	140
2	南浦東保育園	下連雀6-12-1	40-7166	S51.5.1	0~5	9	12	12	22	22	22	99
3	あけぼの保育園	上連雀4-11-21	40-7555	S38.8.1	0~5	6	12	12	20	20	20	90
24	新川保育園	新川5-7-2	40-7553	S38.9.1	0~5	9	15	18	22	22	25	111
4	山中保育園	上連雀7-19-1-100	40-7542	S49.8.20	0~2	9	22	24				55
25	中原保育園	中原4-35-4-101	40-7170	S51.4.1	1~5		15	22	25	25	25	112
5	下連雀保育園	下連雀4-19-4	40-7160	S52.4.1	0~5	9	10	12	24	25	25	105
6	上連雀保育園	上連雀5-1-27	40-7168	S53.5.25	1~5		15	18	22	22	22	99
32	野崎保育園	野崎3-12-11	39-7050	S55.8.1	0~5	9	12	12	22	24	25	104
		地域型保育施設(小規模保育施設)三鷹市民専	用施設				1		, ,	
а	ぴかぴか保育園 【A型】	下連雀3-4-20-101	70-1192	H27.4.1	0~2	3	8	8				19
		地域型保育施設(家庭的保育施設	三鷹市民専	用施設				1		, ,	
b	小野寺家庭保育室 (令和9年3月末閉園予定)	新川1-14-11	090-4410-4429	H12.5.1	0~2		計 5					5
С	こもれび家庭的保育室もこもこ	新川4-25-14-105	24-6435	H24.6.1	0~2		計 5		/			5
d	こもれび家庭的保育室イデオ	新川1-15-1	24-7187	H26.7.1	0~2		計 5					5
е	家庭的保育室いずみ保育園	大沢3-5-4	26-4814	H28.4.1	0~2		計 5					5

みたかきっずナビにて、園のHPや施設の場所を確認できます。 ※令和9年1月に三鷹市HPのリニューアルを予定しています。 以降はリニューアルした三鷹市HPから ダウンロードをお願いします。

[《]注意点》
〇 原則として、自動車での送迎はできませんのでご注意ください。
〇 園により若干名の障がい児・医療的ケア児等特別な配慮を必要とするお子様の受け入れを行っています。(P13参照)

※延長保育は別途延長保育料を負担していただきます。 土曜日の延長保育時間については施設に直接お問い合わせください。 なお、施設ごとに「保育短時間」の利用可能な時間帯が決められています。 「短時間認定」のご家庭が保育短時間の時間帯を超えて利用する場合は、延長保育料がかかります

「短時間認定」のご家庭が保育短時間の時間帯を超えて利用する場合は、延長保育料がかかります。 延長保育										
保育標準時間	保育短時間	保育標準時間後 の延長保育時間 (月~金)	対象年齢	運営主体	備考	保育園名	MAP 番号			
7:30~18:30	8:30~16:30	18:31~19:30	1歳児クラス~			三鷹西野保育園	34			
7:00~18:00	8:30~16:30	18:01~20:00	0歳児クラス~			三鷹駅前保育園	7			
7:30~18:30	8:30~16:30	18:31~19:30	1歳児クラス~	社会福祉法人 三鷹市社会福祉事業団	保育所型認定こども園	認定こども園 三鷹ちどりこども園	8			
7:30~18:30	8:30~16:30	18:31~19:30	1歳児クラス~			三鷹赤とんぼ保育園	19			
7:30~18:30	8:30~16:30	18:31~19:30	1歳児クラス~			三鷹南浦西保育園	9			
7:00~18:00	8:30~16:30	18:01~20:00	満1歳~	株式会社ベネッセスタイルケア		ベネッセ三鷹 東台保育園	26			
7:00~18:00	8:30~16:30	18:01~20:00	0歳児クラス~	株式会社こどもの森		まなびの森 三鷹牟礼保育園	16			
7:00~18:00	8:30~16:30	18:01~20:00	満1歳~	株式会社ベネッセスタイルケア		ベネッセ三鷹 大沢台保育園	33			
7:00~18:00	8:30~16:30	18:01~20:00	1歳児クラス~	株式会社こどもの森		まなびの森 三鷹こじか保育園	27			
				公立(公設公営)						
7:30~18:30	8:30~16:30	18:31~19:30	1歳児クラス~			中央保育園	1			
7:30~18:30	8:30~16:30	18:31~19:30	1歳児クラス~	.~		南浦東保育園	2			
7:30~18:30	8:30~16:30	18:31~19:30	1歳児クラス~			あけぼの保育園	3			
7:30~18:30	8:30~16:30	18:31~19:30	1歳児クラス~			新川保育園	24			
7:30~18:30	8:30~16:30	18:31~19:30	1歳児クラス~	三鷹市		山中保育園	4			
7:30~18:30	8:30~16:30	18:31~19:30	1歳児クラス~			中原保育園	25			
7:30~18:30	8:30~16:30	18:31~20:30	1歳児クラス~			下連雀保育園	5			
7:30~18:30	8:30~16:30	18:31~19:30	1歳児クラス~			上連雀保育園	6			
7:30~18:30	8:30~16:30	18:31~19:30	1歳児クラス~			野崎保育園	32			
			地	域型保育施設(小規模保育施設) 三鷹	市民専用施設					
7:30~18:30	8:30~16:30	18:31~19:30	1歳児クラス~	株式会社Cozy Village		ぴかぴか保育園 【A型】	а			
			地	域型保育施設(家庭的保育施設) 三鷹	市民専用施設					
8:30~	17:30	応相談(最長	19時まで)	小野寺 朱美		小野寺家庭保育室	b			
8:30~	~17:30 応相談(最長18時まで)		特定非営利活動法人アビリティクラブ たすけあいみたか	短時間保育専用施設	こもれび家庭的保育室もこもこ	С				
8:30~	17:30	応相談(最長	18時まで)	たすけあいワーカーズこもれび	(第一希望優先選考園)	こもれび家庭的保育室イデオ	d			
9:00~	9:00~17:00		18時まで)	特定非営利活動法人 オアシスの会		家庭的保育室いずみ保育園	е			

○ 短時間保育専用施設の選考方法について(P18参照)
・短時間保育専用施設は第1希望優先選考となります。これらの施設を第1希望とした方は、他の希望保育園等の選考よりも前に利用調整(選考)を行います。 (選考結果は、保育園等と同時に通知します。)
・入所がかなわなかった場合には、他の希望保育園等の利用調整(選考)を行います。 ※短時間保育専用施設以外の希望順位は選考の優劣には関係ありません。

令和8年4月1日時点(令和7年9月時点での予定)

認可外施設や補助金等について

東京都認証保育所

東京都認証保育所は、都民の多様化する保育ニーズに対応するための東京都独自の制度であり、東京都が定めた基準を満たし東京都に認証された民間の保育施設です。

1 三鷹市内の施設一覧(令和7年9月現在)

	施設名	/) 75	電話	定員				
	心或石	住所	电动	0	1	2	3~	
1	三鷹プチ・クレイシュ	下連雀 3-34-22	49-5818	3	9	9	19	
2	あきやま保育室	下連雀 3-45-16	26-9270	8	8	8	24	
3	HOPPA こども愛々保育園三鷹	下連雀 3-34-13	71-5030	6	10	8	-	
4	さくらんぼ保育室	下連雀 7-1-26	44-4880	8	8	8	-	
5	エトワール保育園三鷹駅前	下連雀 2-24-3	70-2622	3	11	11	15	
6	保育園卜丰三鷹駅前園	下連雀 3-22-10	24-7175	8	13	12	7	
7	春ひな保育園	下連雀 5-5-1	45-2202	5	7	8	-	
8	三鷹すみれ保育園	下連雀 3-16-16	26-5691	6	12	12	5	
9	ポピンズナーサリースクール三鷹	新川 4-11-17	24-2151	6	9	6	3	

[※] 市外の認証保育所については東京都福祉局のホームページにてご確認ください。

2 入所までの流れ

- (1) 見学や保育内容の確認など 直接各施設へお問い合わせください。
- (2) 入所申込み 施設へ入所を希望する旨を伝え、施設と直接契約を結びます。保育料は施設に納めます。

3 補助金等について

三鷹市では、東京都認証保育所に通う保護者に対し、認可外保育施設利用助成金等の支給を行っています。

0~2歳児クラス:月額80,000円(上限) 3~5歳児クラス:月額77,000円(上限)

対象者には申請等に基づき、年4回登録口座に助成金を振り込みます。詳しくは三鷹市ホームページをご確認ください。

企業主導型保育施設

多様な働き方に対応する保育サービスを提供するため、企業が国の助成を受けて、主として従業員のために 設置した保育施設ですが、地域枠として従業員以外のお子さんの受入れもしています。

1 三鷹市内の施設一覧(令和7年9月現在)

	施設名	住所	電話	定員			
	地设在	生別	€ió	0	1	2	ვ~
1	ten kids 三鷹台園	井の頭 2-7-9 2F	29-9755	6	7	6	ı
2	ふぁみりあ保育園	中原 4-34-22	24-8035	თ	4	4	ı
3	さくら保育園	下連雀 3-20-9 1F	77-7775	6	12	10	ı
4	ひばりの保育 仙川のいえ	北野 4-8-40	03-6279-6185	15	6	7	ı
5	ぴかぴか保育園 みたか駅	上連雀 1-1-5 1F	38-7189	4	7	7	ı
6	オハナレア吉祥寺園	新川 6-3-10 1F	90-3905	2	7	6	ı
7	保育ルーム すまいる 三鷹駅南口園	下連雀 4-17-12 2F	24-9050	3	5	7	1
8	まどみ保育園三鷹	上連雀 1-1-3 1F	38-8017	6	6	6	1
9	三鷹げんきグローバル保育園	大沢 4-10-5	30-5873	5	7	10	9
10	みたかだいナーサリー	井の頭 2-13-21	43-7953	ı	9	9	ı
11	キッズナーサリー三鷹の森園	下連雀 2-13-2 1F	26-6639	3	11	11	-

[※] 市外の企業主導型保育施設については東京都福祉局のホームページにてご確認ください。

2 入所までの流れ

- (1) 見学や保育内容の確認など 直接各施設へお問い合わせください。
- (2) 入所申込み

施設へ入所を希望する旨を伝え、施設と直接契約を結びます。保育料は施設に納めます。

3 補助金等について

三鷹市では、企業主導型保育施設に通う保護者に対し、認可外保育施設利用助成金の支給を行っています。対象者は0~2歳児クラスの課税世帯で、以下のとおり補助を行っています。

O 歳児クラス (課税世帯): 月額37,100円 (上限)

1~2歳児クラス(課税世帯):月額37,000円(上限)

対象者には申請等に基づき、年4回登録口座に助成金を振り込みます。なお、0~2歳児クラスの非課税世帯、3~5歳児クラスの方は児童育成協会からの補助により利用者負担相当額が補填されるため三鷹市からの助成金は対象外となります。詳しくは、三鷹市ホームページをご確認ください。

ベビーシッター利用支援事業(連携型)について

対象となる児童が保育所等に入所できるまでの間、保育所等の代わりとして、東京都の認可を受けたベビーシッター事業者を無償(入会金、ベビーシッターの交通費、キャンセル料、 保険料等は無償の対象外)で利用できる事業を実施しています。



1 対象者

- (1) 保育所等の (2) 歳児から (5) 歳児クラスへの入所申込みをして待機児童となっている保護者
- (2) 保育園等の O 歳児クラスに入所申込みをせず、1 年間育児休業を満了した後に復職する保護者(翌年度4月からの保育所等入所申込みが必要です。)
- (3) 午後 10 時以降に定期的な就労があるため、保育を必要とする保護者

2 利用までの流れ

(1) 書類の提出

子ども育成課の窓口もしくは電話にて事業の説明を受け、受付表と保護者の保育の必要性が確認できる書類(就労証明書や診断書等)をご提出ください。

利用対象者であることを確認し、後日「対象者確認書」を交付します。

(2) 事業者への連絡

東京都のホームページに掲載されている認定事業者の一覧の中から、希望の事業者を 選択して連絡します。その際は、「東京都のベビーシッター利用支援事業を使いたい」旨 を必ず伝えてください。



(3) 事業者との契約

事業者との面談・契約後、契約書のコピーとアカウント申請書を子ども育成課へご提出ください。

(4) 利用当日

システムから発行される助成券コード(番号)をベビーシッターに伝えてください。

3 注意事項

(1) 本事業利用中に、保育所等への入所が内定した場合

入所が内定したにもかかわらず辞退した場合は、本事業は入所内定月の前月の末日までで利用終了となります。(利用約款第 11 条)

(2) 保護者の方が育休を取得中の場合

利用開始時点で育児休業中の方については、復職後すみやかに「復職証明書」をご提出ください。 <u>復職日以降の利用分</u>が助成の対象となります。

(3) 他施設との併用について

本事業は、対象児童が認証保育所、認可外保育施設等に在籍している場合も利用できますが、「三鷹市認可外保育施設利用助成金」の支給はできません。また、三鷹市定期利用保育室ひなたとの併用はできません。

4 利用料について

保護者の経済的負担を軽減するため、利用料は無償となります。ただし、通常通り事業者へ利用料1時間150円を支払った上で、市へ「三鷹市ベビーシッター利用支援事業(多子世帯負担軽減助成金)申請書」の提出が必要です。詳細は、利用開始後にご案内します。後日、市より助成金が支給されます。

子ども家庭支援センターが実施している「ベビーシッター利用支援事業(一時保育預かり利用支援)」とは利用できる対象者が異なります。P39をご確認ください。

定期利用保育室について

認可保育所等への入所が待機となっている1歳児および2歳児(令和8年4月1日時点)を保育する施設です。利用にあたっては、認可保育園等と同様、就労等の要件が必要です。

1 実施施設

三鷹市定期利用保育室ひなた(下連雀四丁目6番7号) TEL: 0422-26-2611

(1) 運営者 株式会社日本保育サービス(委託)

(2) 対象者 三鷹市内在住で、集団保育可能な1歳児クラスおよび2歳児クラスの児童

認可保育所等への入所が決まっていない児童

(3) 利用期間 入所日から1年間(更新不可)

市外転出の場合や保育の必要性がなくなった場合は利用できなくなります。

(4) 定員 1 歳児、2 歳児 計 20 人

(5) 開所日 月曜日から金曜日(年末年始を除く)

(6) 保育時間 午前7時30分から午後6時30分まで(延長保育なし)

(7) 保育料 令和7年9月より、保育料(利用者負担額)は無償となりました。

2 申込みの流れ(毎月1日付入所のみ)

(1) 入所申込み

入所希望月の前月 10 日 (閉庁日に当たる場合は、翌開庁日)までに「利用申請書」と「申込みに関する同意書」を子ども育成課へ提出してください。(必着)

※定員を超える申込みがあった場合は選考基準 P21~23 に基づき選考となります。申込み順による優劣はありません。

(2) 利用内定となった場合

入所前月下旬に通知します。保育室での面接・健康診断等の手続き終了後、入園決定通知書を発行します。入園後はお子さまが保育園に慣れるための「慣れ保育」があります。

(3) 利用内定とならなかった場合

待機名簿に登録されます。空きが生じ、内定となった場合に子ども育成課より通知します。

3 その他

- (1) 当施設は認可保育園等の入所申請を取り下げた場合、または認可保育園等への入所が内定した場合は利用できなくなります。
- (2) 育児休業中に入所が決まった場合は、入所後1か月以内に復職が必要です。入園後、在園児のきょうだいの産前産後休業を取得する場合は、出産予定月の後2か月間まで在園可能です。引き続き在園する場合は復職が必要です。
- (3) 当施設は、認可保育園等入所選考における「調整点数表(P22)」の調整点数 1 の対象施設ではありません。

◆詳細は三鷹市ホームページをご確認ください。

https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/097/097520.html

(三鷹市ホームページ→子育て・教育→保育園・幼稚園・子どものための施設→保育園等→各種保育サービ

ス・お知らせ→定期利用保育室のご案内)



三鷹市子ども家庭支援センター等の一時預かり事業

・・・一時的に保育にお困りの方は・・・

利用できるのは市内にお住まいのお子さんと保護者の方です

	① 子ども ショートステイ	②特定一時保育	③一時保育	④トワイライトステイ	⑤病児保育
要件	〇保護者が、1.疾病・出産などで入院、2.親族などの看護・介護、3.死亡・行方不明・不在、4.災害や事故、5.冠婚葬祭・出張など社会的にやむを得ない事由、育児疲れ等により一時的に養育が出来ないとき 〇児童自身が利用を希望するとき	保護者が、1.疾病・出産などで入院、2.親族などの看護・介護、3.死亡・行方不明・不在、4.災害や事故、5.冠婚葬祭など社会的な事由で保育が出来ないとき	などで帰宅か	きせん。 発育できないとき、仕事 が遅くなるとき、休日に が出来ないときなど)	子どもが病気の回復期にあるが、保育園等の集団保育は困難で、保護者が仕事などのため保育できないこと
रंत		があり、集団保育な			市内に住所がある生後4か月
対象	1 歳6か月~中学3年生 ※特別な事由があるときは対象年齢について 相談できます。	生後3か月~小学校就学前の児童		3か月〜小学生 簡児・小学生は、トワイライト I	~小学校就学前の児童
内容	宿泊を伴う養育。施設から幼稚園、保育 園や学校への送迎。6泊以内	日中の保育 15日間以内(各施設の休園日 を含む)	日中の保育 1時間単位	平日夜間、日祝の保育、 学童保育所からの送迎 など	日中の保育 連続7日間以内
施設・定員	児童養護施設 社会福祉法人朝陽学園 (大沢 2-4-1) 定員:2人	中央、山中、新川、南浦東、上連雀、野崎保育園 定員:各1人	※子ども家 のびのびひろ	鷹駅前保育園 R庭支援センター Gば隣接 (下連雀3-30-12) Mのタウンプラザ3階	(1)あきやまルーム (下連雀 3-45-16 びゅうリエット三鷹3階) 定員:4人
貝		767 5 77		動たり各15人	(新川 4-11-17) 定員:4人
登録	※申し込み後に、子ども家庭支援 センターりぼんの相談員との面談 及び施設見学が必要です。	事前登録は不要 ※申し込み後に施設との面談が必要 となります。		らばでの事前登録が必要 F前にご連絡ください	市への事前登録が必要 (オンライン※1 でもできます)
申込方法	子ども家庭支援センターりぼん 月〜金曜日の 午前 8 時 30 分〜午後 5 時 TEL 0422-40-5925 (*詳細については、必ずお問い 合わせください。)	子ども家庭支援セ 月〜金曜日の午前 土曜日の午前 8 TEL 042 (*詳細については、 (申し込みは、4	8 時 30 分〜 時 30 分〜午 22-40-292 必ずお問合せ	午後 7 時 後 5 時 6 :ください。)	「あずかるこちゃん」より予約、または各施設へ直接問い合わせ(1)あきやま子どもクリニック(上連雀2-2-16) TELO422-70-5777(2)ポピンズルーム杏林(新川 4-11-17) TELO422-24-2153

※1 病児保育をオンラインで事前登録するには、市ホームページから病児保育予約システム「あずかるこちゃん」にアクセスして事前登録(アカウント作成)してください。

⑥ ファミリーサポート

子育ての手助けをしてほしい人(利用会員)と子育ての援助ができる人(援助会員)との相互援助活動を、市が事務局となって運営する事業です。利用に当たっては、会員登録が必要です。

【対象】市内在住で、生後3か月~小学校4年生 ※登録の際は、事前にご連絡ください。

【連絡先】みたかファミリー・サポート・センター(子ども家庭支援センターのびのびひろば内) 三鷹市下連雀 3-30-12 三鷹市中央通りタウンプラザ3階 TEL 0422-76-6817 開所時間:月〜金曜日の午前9時〜午後6時

⑦ ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)

一時的に保育が必要となった保護者が、東京都の補助制度を活用しベビーシッターを利用した場合に、ベビーシッター利用料の一部を助成します。

【対象】市内在住で、0歳~9歳に達する年度の末日までの児童

【問合せ先】子ども家庭支援センターのびのびひろば TEL 0422-76-6817

市内一時預かり施設の紹介

通院や仕事等で一時的に保育できないときやリフレッシュしたいときなどに利用できます。(要事前登録) ※ 詳細については、各施設にお問い合わせください。

施設名	所在地	電話	定員
椎の実子供の家	大沢4-8-8	0422-32-4103	6
ー時保育 こすずめ (みたか小鳥の森保育園)	井の頭5-22-8	0422-45-4558	5
みたかつくしんぼ保育園	中原1-29-35	03-3308-3507	7
弘済保育所(おひさま保育園)	下連雀5-2-5	0422-49-8893	6
第二椎の実子供の家	上連雀6-25-31	0422-44-4103	6
にじいろ保育園三鷹下連雀	下連雀1-4-22	0422-26-5684	5
ケンパ井の頭(分園)	井の頭1-31-22	※問い合わせ先(本園) 0422-70-0960	3
三鷹西野保育園	深大寺3-3-10	0422-32-2772	6
三鷹駅前保育園	下連雀3-30-12 三鷹市中 央通りタウンプラザ3階	※問い合わせ先 子ども家庭支援センターのびのびひろば 0422-40-2926	15
三鷹赤とんぼ保育園	牟礼3-9-3	0422-41-0333	6
まなびの森 三鷹牟礼保育園	牟礼7-4-52	0422-76-0883	6
三鷹市子ども発達支援センター 一時保育 ほしのこ	新川6-37-1三鷹中央防災 公園・元気創造プラザ1階	0422-45-1133	10
認定こども園 三鷹台幼稚園	井の頭2-13-20	0422-43-7417	6
スポット保育室「チューリップ」	下連雀3-45-16 びゅうリエット三鷹3階	0422-26-9281	6
三鷹どろんこ保育園	井口1-23-9	0422-30-5923	6

(令和7年7月1日現在)

ー時預かり事業をご利用の方は、幼児教育・保育の無償化の対象となる可能性があります。 3~5歳児クラス、もしくは市民税非課税世帯の0~2歳児クラスのお子さんで、保育の必要性がある場合は、一時 預かり事業利用開始日までに無償化の認定を受ける必要があります。詳細は子ども育成課保育施設係までご連絡くだ さい。TEL 0422-29-9672

【三鷹市子ども誰でも通園事業(仮称)について】

三鷹市では、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するための預かり事業「三鷹市子ども誰でも通園事業(仮称)」を令和8年度から実施予定です。詳細が決まり次第、三鷹市のホームページ等にてお知らせします。

市内親子ひろばの紹介

主に乳幼児をもつ地域の子育て家庭支援のために、子どもや親同士が気軽に集い、和やかな雰囲気の中で語り合ったり、育児講座などの啓発活動や育児相談などを行う場所です。各施設において、親子の楽しい時間が過ごせるスペースを用意し、様々なプログラムを実施しています。

※ 詳細については、各施設にお問い合わせ下さい。

ひろば名	所在地	電話
子ども家庭支援センター すくすくひろば	下連雀4-19-6	0422-45-7710
親子ひろば ひまわり (三鷹駅前保育園)	下連雀3-30-12 三鷹市中央通りタウンプラザ3階	0422-79-5441
つくつくひろば (みたかつくしんぼ保育園)	新川1-10-20 (みたかつくしんぼ保育園とは別の建物になります)	03-5384-2441
HOT・ホッと・きらきら (まなびの森 三鷹こじか保育園)	新川6-7-8 まなびの森 三鷹こじか保育園内	0422-71-2211
親子ひろば ぴっぴ (みたか小鳥の森保育園)	井の頭5-23-8 (みたか小鳥の森保育園とは別の建物になります)	0422-45-4558
おやこでよって チョコっとあっぷるーむ	下連雀4-17-23 市民協働センター内	0422-46-0048
つぎあてポッケ	大沢1-16-26	0422-34-0040
むらさき子どもひろば	下連雀1-25-2	0422-49-5500
西多世代交流センター (乳幼児のあそびひろば)	深大寺2-3-5	0422-31-6039
東多世代交流センター (わくわく・ひよこちゃんランド)	牟礼2-13-19	0422-44-2150
親子ひろば ひよこ	新川6-37-1 三鷹中央防災公園・元気創造 プラザ1階	0422-45-1122
子育てひろば てくてく	深大寺1-3-3 アフタフ・バーバン内	0422-26-4381
ちきんえっぐ (三鷹どろんこ保育園)	井口1-23-9 三鷹どろんこ保育園内	0422-30-5923
子育て広場「モモ」	下連雀3-45-16 びゅうリエット三鷹3階	0422-26-9270
子育てひろば ひだまり	下連雀7-6-18	0422-49-2671
子育てひろば あおいとり	下連雀2-18-12	090-1800-1470
子育てひろばポピンズ三鷹下連雀	下連雀5-1-1-E2	0422-26-6765
しいのみクラブ	大沢4-8-8	0422-32-4103
なのはな園親子ひろばつぼみ	井の頭2-27-7 キンダーガルテンなのはな園園舎2階	090-5606-3358
親子ひろば ひなた ※休止中	下連雀4-6-7	0422-26-2611

(令和7年7月1日現在)

関係書式(所定様式)

<< MEMO >>

保育所等申込みや関係書類は

「三鷹市ホームページ」または「みたかきっずナビ」からダウンロードが可能です

※令和9年1月に三鷹市HPのリニューアルを予定しています。

以降はリニューアルした三鷹市HPからダウンロードをお願いします。





目的別でさがす 「保育教育」の「保育サービス」をクリック



保育園



【申請書ダウンロード】

入園案内・申請書類よりダウンロードが可能です

保育施設に関するQ&A





「よくある子育てQ&A」をクリック

よくある子育てQ&A

- 子育てと子どもの用途に関する相談
- 子どもわひとり就参加に係る手出の支給・医療養助成
- о реонивировном тамы за о том шему асе
- 乳物児健康・食事・歯(口管)など 注意場のこころとからだに関すること

○ 元が元明日・京本・田 (11日) など ○ 日本別のこころとからたに関すること ○ 何目指記に関すること ○ 沈極高に関すること ○ 子重何目所に関すること 「保育施設に関すること」をクリック

関係書式(所定様式)一覧

ページ		書式	用途
46	郵便用宛名用	紙	書類を三鷹市子ども育成課宛てに送付する際に使用するもの
47	家庭状況変更確認書		家庭状況が変更した際に使用するもの
48	就労証明書		勤務先が就労状況を証明するもの自営業の方が就労状況を申告するために使用するもの
49-50	【記載要領】京	就労証明書	「就労証明書」を記入する際に参考にするもの
51-52	育児休業(予	定)届	上の子が在園中に下の子の育休を取る場合、育児休業開始前に提出するもの(育児休業中は原則「保育短時間認定」になります) ※P52の記入例を参照ください
53	復職証明書		勤務先が、育児休業等から復職したことを証明するもの
54	就労開始証明		勤務先が、就職内定の方が就労を開始したことを証明するもの
55	児童在籍証明	∌	保育施設等の利用状況を施設が証明するもの (提出すると選考時に加点される場合があります。)
55	尤里 <u>比特证</u> 明音		※施設との契約書等(預けている日数と時間がわかるもの)でも代 用可能
56	保育所等入所	申込変更届	希望園の変更をするときに使用するもの
57	保育所等入所	申込取下届	申込みの取り下げ、内定を辞退するときに使用するもの
- 51	KENTANN	内定辞退届	中心のの取り下げ、四定と計区することに使用するこの
58	育児休業中の	方の入所申請変更届	①「直ちに復職」⇔②「希望する保育所等に入所できない場合は、 育児休業の延長も許容できる」へ変更をする場合に使用するもの
59	保育所等退所	 届	保育園を退園する際に使用するもの
			三鷹市外に転出した後も同じ施設に継続して通う場合にも提出
60	令和6年分収入等申告書		海外収入があり、課税証明書の提出ができない方が使用するもの
61	誓約書(出産予定用)		出産予定で申込みをする方が提出するもの(4月申込みのみ)
62	誓約書(転入予定者用)		市外から三鷹市へ転入予定で申込みをする方が提出するもの
63	介護・看護状況申告書		介護・看護をしている状況を申告するために使用するもの
64-65	スケジュール	表	就労時間が不規則な方、介護・看護をしている方、就学中の方が日中のスケジュールを申告するためのもの※P65の記入例を参照ください

^{※『}保育所等入所(転所)申込み』で、ご提出いただいた書類は、『保育所等入所(転所)申込み』以外の事業 に、書類の情報は利用しておりません。

認可外保育施設の助成金や無償化事業、幼稚園に関する事業などで書類の提出が必要な場合は、それぞれの事業

にコピーをご提出いただくか、書類の保護者記載欄で利用したい事業にチェックを記入してください。 なお、「就労証明書」の内容を上記事業にも利用したい場合は、保護者記載欄に児童氏名・生年月日・通園施設名・余白に利用したい事業名をご記載ください。 また、「就労証明書」については、『学童保育所に関する申請』にも使用することができますが、担当課が異なるため、必ずそれぞれの担当課にご提出ください。

郵送で提出される場合にご利用ください。 (切り取って封筒にお貼りください。)

〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1

三鷹市役所 子ども政策部子ども育成課 保育園入所・認定係 行

(認可保育所申請・追加書類在中)

〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1

三鷹市役所 子ども政策部子ども育成課 保育園入所・認定係 行

(認可保育所申請・追加書類在中)

家庭状況変更確認書

	に記載された個人情	報は、三鷹市保育所等事務にのみ使用し、他の目	的に使用されること		令和 年 月 日
保	護者住所	三鷹市 ()	丁目	(7 番 号	アパート名・方書)
	ふりがな 護者氏名	(保護者1)		(保護者2)	
		ふりがな 児 童 氏 名 生年月日		現在の在籍状況	在籍園名
入所	「(申請中)児童1	令和 年 月	□認可外係 日 □私立幼科 □その他の		
入所	f(申請中)児童2	令和 年 月	□認可外側 日 □私立幼科 □その他の		
入所	f(申請中)児童3	令和 年 月	□認可外位 日 □私立幼科 □その他の	7 777	
以	下変更後の内	容について、記入してください。	※添	付書類は「入園案内」では	ご確認ください
該当	当項目に○を付け、	保護者1 の状況		保護者2	•
	下記該当欄に	1 就労(目宮・正社員・契約・派遣・バ		 就労(自営・正社員・契約・ 疾病・障がい者 3 介護・ 	
Ī	2入ください	5 就学 6 出産 7 不存在 8 その	1	5 就学 6 出産 7 不存在	
	勤務先名	称			
	所 在 :	地			
1	電話番	号 — — —			
就	就労年月	年 月	日	年	月 日
労	就 労 時	間 時 分~ 時	分	時 分~	時 分
等	通勤時	間 時間 分		時間 分	
	就 労 日	数週 日 / 定休日(曜	翟 日)・不定休	週 日 / 定休日	(曜日)・不定休
	前職退職日	年 月	目	年	月 日
2	傷病障がい者		級・度)	1 診断名(2 障害者手帳の種類および等(身体・知的・精神) 3 状況 □ 入院(年 □ 通院 回数(選	(級・度) 月 日まで)
3	介護・看護	被介護者(児童との続	刮板)	被介護者	(児童との続柄)
4	求職中	前職退職日(年 月	目)	前職退職日(年	月 日)
5	就学 (学校名)				
6	出産		R護者1 育休子	定期間 年 月	日まで
0	<u> </u>	年 月 日 保	R護者2 育休子	定期間 年 月	日まで
7	不存在	理由死別・離婚・	未婚 • 失踪	• 調停中 • その他 ()
•	1 14 122	時 期 年	月	日から	
8	備考 その他該当が ある場合は記入	□ 児童・家族 が新たに障害者手帳 取得者名	長を取得した (身体	(生年月日 ・ 知的 ・ 精神)(ら受給 市担当者名 ら解除)	

証明日	西暦		年	月	日	
事業所名						
代表者名						
所在地						
電話番号		_		_		
担当者名		•	•			
記載者連絡先	:	_		_		

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄	
140.		日本・1787 日本	
1	業種	□ 「「精物週信素 □ 連輸来・郵便来 □ 即元来・小元来 □ 金献来・休快来 □ 小則産来・初命貞貞来 □ 学術研究・専門・技術サービス □ 宿泊業・飲食サービス業 □ 生活関連サービス業・娯楽業 □ 医療・福祉	
		□ 学術研究・専門・技術が一にス □ 佰泊来・取良が一に入来 □ 生活関連が一に入来・娯楽来 □ 医療・価値 □ 教育・学習支援業 □ 複合サービス事業 □ 公務 □ その他(□)	
	フリガナ	□ 水戸 丁目入原木 □ 1次口ソ □ 八字木 □ 五仂 □ て Ⅵ □ (
2	本人氏名	生年月日 年 月 日	
3	雇用(予定)期間等	□ 無期 □ 有期 期間 年 月 日 ~ 年 月 日	
4 本人就労先事業所 本人就労先事業所	名称		
		住所	
5	雇用の形態	□ 正社員 □ パート・アルバイト □ 派遣社員 □ 契約社員 □ 会計年度任用職員 □ 非常勤・臨時職員 □ 役員	
		□ 自営業主 □ 自営業専従者 □ 家族従業者 □ 内職 □ 業務委託 □ その他() 月 火 水 木 金 土 日 祝日 △計 □ - □ - □ - □ - □ - □ - □ - □ - □ - □	
		A	
	就労時間	一月当たりの就労日数 月間 日 一週当たりの就労日数 週間 日	
	(固定就労の場合)	平日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
6		土曜 時 分 ~ 時 分 (う5休憩時間 分)	
		日祝 時 分 今 時 分(うち休憩時間) 分) 合計時間 口月間 口週間 時間 分(うち休憩時間) 分)	
	就労時間	ロ	
	がカーザー目 (変則就労の場合)	主な就労時間帯	
	就労実績	年月 年 月 年月 年 月 年月 月	
7	7 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	日/月 時間/月 日/月 時間/月 日/月 時間/月	
8	産前・産後休業の取得	□取得予定□取得中	
	※取得予定を含む	期間 年 月 日 ~ 年 月 日	
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	□ 取得予定 □ 取得中 □ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日	
10	産休・育休以外の休業の取得	□ 取得予定 □ 取得中 □ 取得済み 理由 □ 介護休業 □ 病休 □ その他()	
		期間 年 月 日 ~	
11	復職(予定)年月日	日の現場では、日本の日の日本の日の日本の日の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	□ 取得予定 □ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯 分 ~ 時 分 (うち休憩時間) 分)	
13	保育士等としての勤務実態の有無	-シフト時間帯 一円 ガ ク 円 ガ (754 M 2 M 2 M 2 M 2 M 2 M 2 M 2 M 2 M 2 M	
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	口有 口有(予定) 口無 口未定	
15	入所内定時育休短縮可否	口可 口可(予定) 口否	_
16	育休延長可否	口可 口可(予定) 口否	_
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日	
18	備考欄		
		児童名 生年月日 施設名 年 月 日	
4.5	/C 5tt +y =- +h 188	児童名 生年月日 施設名	
19	保護者記載欄	年 月 日 □ 利用中 □ 申込中(第一希望)	
		児童名 生年月日 施設名 □ 利用中 □ 申込中(第一希望)	
		年 月 日	

【就労証明書(簡易版)】記載要領

■証明書を発行する事業者又は民生・児童委員に関する項目

証明日	〇証明日(証明書発行日)を記載してください。 ※年の欄は西暦で記載してください。
事業所名	○証明書を発行する事業者の名称(法人名)を記載してください。※証明書の発行に責任を持つ企業・組織・団体名等を記載してください。※個人事業主の場合は事業者の名称を記載してください。
代表者名	〇代表者(法人の代表者や個人事業主)の氏名を記載してください。 ※代表者に該当する者がいない場合又は事業所側で証明権限を代表者以外に付与している場合には、当該証明権限を有する証明書の内容に責任を持つ者の氏名を記載してください。
所在地	○証明書発行事業所の住所を記載してください。※証明書の証明対象となる者(以下「本人」という。)の就労先住所ではない点に注意してください。
電話番号	○証明書発行事業所の電話番号を記載してください。
担当者名/記載者	○証明書の内容について、自治体からの事務的な連絡を受ける場合の担当者名/電話番号を記載してください。

■就労先事業者に関する事項

	当しない場合は「□その他」をチェック(レ点記入)し、カッコ内に簡潔に記載してください。
■就労者に関する項目	

Ī		フリガナ/本人氏名	〇本人の氏名、フリガナを記載してください。
	No.2		〇本人の生年月日を記載してください。 ※年の欄は西暦で記載してください。

就労状態等に関す	る事項	
No.3	雇用(予定)期間等	○雇用期間について「□無期」が「□有期」にチェック(レ点記入)してください。 ○雇用期間について「□無期」の場合は雇用開始日のみを、「□有期」の場合はその期間を記載してください。 ※年の欄は西暦で記載してください。 ※契約内容の変更を予定している場合、変更前の契約が終了する日を終期として記載してください。
No.4	本人就労先事業所	○右上欄に記載の事業所名(証明書発行事業所名)と異なる場合は本人が実際に働いている事業所の名称を記載してください。 ○右上欄に記載の所在地(証明書発行事業所住所)と異なる場合は本人が実際に働いている勤務先の住所を記載してください。 ※実際に働いている就労場所が複数存在する場合は、主たる就労先の住所を記載するようにしてください。 ※就労場所が存在しない場合には、自宅等就労時に本人が主として存在している場所を記載するようにしてください。
No.5	雇用の形態	〇雇用の形態について該当する項目にチェック(レ点記入)してください。 ※自営業の場合は、「自営業主」(個人事業主、経営者、代表者等)又は「自営業専従者」又は「家族従業者」(自営業主と親族関係にある生計を一にする者で、その自営業主の営む事業に無給で従事している者)のいずれかにチェック(レ点記入)してください。 ※「契約社員」等の場合で、(会計年度任用職員」にも該当する場合は、「会計年度任用職員」にチェック(レ点記入)してください。 ※「パート・アルバイト」「派遣社員」「契約社員」「会計年度任用職員」のいずれにも該当しない非常勤・臨時職員である場合、「非常勤・臨時職員」にチェック(レ点記入)してください。 ※雇用の形態に該当する項目がない場合は「ロその他」にチェック(レ点記入)し、簡潔に記載してください。
No. 6	就労時間 (固定就労の場合)	○「月・火・水・木・金・土・日・祝日」のうち、通常の就労日について該当する項目にチェック(レ点記入)してください。[複数選択可] ○就労の合計時間(月間)についてを記載してください。 ※雇用契約1と基づく就労時間であり、実際に就労した時間(実績)ではありません。育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就労時間数を記載してください。 ※雇用契約上、週当たりの就労時間が定められている場合、4(週)を乗じた時間を記載してください。 ※雇用契約上、週当たりの就労時間が定められている場合、12(月)で除した時間を記載してください。 ※雇用契約上の就労時間であるため、残業時間は除いてください。 ※雇用契約上の就労時間であるため、残業時間は除いてください。 ※雇用契約上の就労時間であるため、残業時間は除いてください。 ※雇用契約上の対策規則等で定められている休憩に限る。)は合めてください。また、就業規則等で定められている休憩時間の月間の合計時間数についても記載してください。 ○一月当たり、一週当たりの就労日数であり、実際に就労した日数(実績)ではありません。 ※雇用契約上、月当たりの就労日数が定められている場合、週当たりの就労日数欄には、4(週)で除した日数を記載してください。 ※雇用契約上、週当たりの就労日数が定められている場合、月当たりの就労日数欄には、4(週)を乗じた日数を記載してください。 ※雇用契約上、週当たりの就労日数が定められている場合、月当たりの就労日数欄には12(月)で除した日数、週当たりの就労日数欄には48(週)で除した日数を記載してください。 ※雇用契約上、年出りの就労日数が定められている場合、月当たりの就労日数欄には12(月)で除した日数、週当たりの就労日数欄には48(週)で除した日数を記載してください。 ○承問制務など日をまたぐ場合には、0時~29時の幅(例えば22時から翌朝5時まで就労する場合は「22時00分~29時00分」)で記載してください。 ※休憩時間(就業規則等で定められている休憩時間巻に記る。)は合め、当該時間帯における就業規則等で定められている休憩時間数(分)についても記載してください。 ※本語制にないずれか就労がない場合は空欄で結構です。
	就労時間 (変則就労の場合)	○日々の就労時間が定められていない就労者について、雇用契約に基づく就労時間を記載してください。 ○月間又は週間の就労時間(合計)についてを記載してください。 ※雇用契約に基づ、就労時間であり、実際に就労した時間(実績)ではありません。育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就業規則上の就労時間が定められている場合、5(日)を乗じて、「週間」の就労時間を記載してください。 ※雇用契約上、1日当たりの就労時間が定められている場合、5(日)を乗じて、「週間」の就労時間を記載してください。 ※週間の労働時間を記載いただいた場合、当該時間に4を乗した時間数を月の就労時間とみなします。 ※雇用契約上の就労時間であるため、残業時間は除いてください。 ※体憩時間(就業規則等で定められている休憩に限る。)は含めてください。また、就業規則等で定められている休憩時間の月間又は週間の合計時間数についても記載してください。 ○人月当たり又は一週当たりの就労日数について記載してください。 ※雇用契約に基づく就労日数であり、実際に就労した日数(実績)ではありません。 ※雇用契約上、本当たりの就労日数が定められている場合、月当たりの就労日数欄には12(月)で除した日数、週当たりの就労日数欄には48(週)で除した日数を記載してください。 ○教育間帯は、「24時間表記」で記載してください。 ※夜間勤務など日をまたぐ場合には、0時~29時の幅(例えば22時から翌朝5時まで就労する場合は「22時00分~29時00分」)で記載してください。 ○本就労時間帯・シフト時間帯について、最も可能性の高い(勤務回数の多い)時間帯を記載してください。 ※雇用契約上、コアタイム等の定めがない場合も、想定される最も標準的な時間帯を記載してください。 ※雇用契約上、コアタイム等の定めがない場合も、想定される最も標準的な時間帯を記載してください。 ※※アナリ勤務の場合は、市区町村による保育の必要性認定に必要となる場合のみ、シフト表の追加提出等を求める場合がありますので御承知おきください。

No.7	就労実績 ※円数に有給休暇を 合み 時間数に休憩・残業 時間を含む	○直近3か月の1か月当たりの就労日数、就労時間数について記載してください、なお、育児休業等により直近3ヶ月において1月分の就労実績がない場合は、育児休業等取得前の(産休・育休等取得月を除いた)就労実績を記載してください。新規採用等で就労実績がない場合は今後の就労見込みを記載してください。 ※新しい年・月から記載してください。 ※有給休暇の取得日は就労日数に含めてください。 ※残業時間は就労時間数に含めてください。 ※残業時間は就労時間数に含めてください。 ※休憩時間(就業規則等で定められている休憩時間に限る。)は就労時間数に含めてください。 ※育児短時間勤務制度等を利用している場合は、それらの制度利用の上での勤務実績(実際に当該月に勤務した実績)を記載してください。 ※年の欄は西暦で記載してください。
No.8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	○産前・産後休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」にチェック(レ点記入)してください。 ※法令上の産前・産後休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。 ※終了日が確定していない場合でも終了予定日を記載するようにしてください。 ※年の欄は西暦で記載してください。
No.9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	○育児休業の取得について「□取得予定」が「□取得中」が「□取得済み」にチェック(レ点記入)してください。 ※法令上の育児休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。 ※終期が確定していない場合でも終了予定日を記載するようにしてください。 ※取得済みの場合は取得実績を記載してください。 ※複数該当する場合は、証明日の状況に一番近いものを記載し、その他は備考欄に記載してください(例:取得予定又は取得中で、過去に取得した実績もある場合は、取得予定又は取得中の育児休業についてNo.9欄に記載し、過去取得分を備考欄に記載する。)。 ※年の欄は西暦で記載してください。
No.10	産休・育休以外の休 業の取得期間 ※取得予定を含む	〇産休・育休以外の休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」か「□取得済み」にチェック(レ点記入)してください。 ※法令上の休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。 ※終期が確定していない場合でも終了予定日を記載するようにしてください。 ※取得済みの場合は取得実績を記載してください。 ※複数数当する場合は、証明日の状況に一番近いものを記載し、その他は備考欄に記載してください(例:取得予定又は取得中で、過去に取得した実績もある場合は、取得予定又は取得中の休業について記載し、過去取得分を備考欄に記載する。)。 ※年の欄は西暦で記載してください。 ○産休・育休以外の休業の取得理由についてチェック(レ点記入)してください。
No.11	復職(予定)年月日	〇証明書発行事業所において取得中(又は取得予定)の育児休業等を終了し、復職する予定がある場合は「□復職予定」にチェック(レ点記入)し、復職予定年月日を記載してください。また、1年以内に証明書発行事業所において取得した育児休業等から復職済みの場合は「□復職済み」にチェック(レ点記入)し、復職年月日を記載してください。 ※年の欄は西暦で記載してください。
No.12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	〇育児のための短時間勤務制度の利用により、就業規則上の通常の就労時間(No.6に記載の時間)より短い就労時間(就業規則上の特別等いわゆる時短勤務)とする予定である又はしている場合について、「口取得予定」が「口取得中」かにチェック(レ点記入)してください。 〇当該短時間勤務制度の利用(予定)期間及び当該短時間勤務制度利用時の主な就労時間帯(勤務体制変更後の就労時間帯)について記載してください。 ※No.6には短時間勤務制度利用前の就労時間帯、No.12には短時間勤務制度利用後の就労時間帯を記載してください。 ※年の欄は西暦で記載してください。

■その他の項目

	No.13	保育士としての勤務 実態の有無	〇保育士、幼稚園教諭、保育教諭としての勤務実態の有無について「□有」、「□有予定」、「□無」にチェック(レ点記入)してください。	
--	-------	--------------------	--	--

■追加の項目

No.14		○雇用期間について「□有期」をチェックした場合は契約満了後の更新の有無について「□有」「□有(予定)」「□無」「□未定」のいずれかにチェックしてください。
No.15	入所が内定した場合 の育児休業の短縮可 否	〇育児休業の終了予定日よりも前の日時での保育所等の入所が内定した場合、育児休業を短縮し、入所内定日から復職することについて、「□可」「□可(予定)」「□否」にチェックしてください。
No.16	育休延長可否	○育児休業の延長について「□可」「□可(予定)」「□否」にチェックしてください。
No.17	年分近世別旧(アル	○単身赴任について期間を記載してください。 ※終期が未定の場合は終期欄は空欄で構いません。 ※年の欄は西暦で記載してください。
No.18	備考欄	ONo.6に記載の就労時間帯につき、出退勤時間の特例(就業規則上の就労時間帯の15分前に出勤しなければならない等)等、記載時間帯を超えて拘束時間が生じている場合には、その旨、この欄に記載してください。 ONo.9の育児休業及びNo.10の産休・育休以外の休業の取得実績等について追加記載が必要な場合は、この欄に記載してください。 Oその他特記事項があれば、この欄に記載してください。 * 農地面積など個人事業主等に対する事項に関してのみ、市区町村独自の記載を求めることを可能とします。
No.19	保護者記載欄	○児童名を入力してください。 ○児童の生年月日を入力してください。 ○施設の名称を記載してください。また、「□利用中」「□申込み中」にチェックしてください。

	育 児 休 業	(予定)	届			
			令和	年	月	日
三鷹市長宛		A- ===	<i>→ Œ</i> →	~ []	ΔF.	
		住 所	三鷹市	丁目	番	号
		ふ り が な 保護者氏名				
このたび、			が育児休業を取	得するに	こあたり) 、
· -	用継続を希望します。		. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			·
	į	記				
1. 育児休業取得(予)	定)期間					
令和 年	月 日から					
令和 年	月日まで					
ます。ただし、 <u>ご家放</u> と三鷹市が判断した:	時間(保育必要量)は原則 <u>集の疾病、障がい等で家庭</u> 場合は、例外的に保育標準 方は下記理由欄にご記入く	呆育が困難な事 時間の認定を	事由があり、8時	間以上の	保育が	必要
令和 年	月 1 日 から					
□ 標準時間認定を希	う望する (理由 					
育児休業終了日の前月 ※下の子が入園した場合に	必要量)から変更になった場合、 (終了日が月の末日の場合は当月 は、原則上の子(在園児)も下の 間の記載のある就労証明書及び設)末日までの認)子に合わせた認	定期間で新たに認定 定時間になります。	証を発行し	ます。	
3. 保育園名						

υ.	W H MI/II _							
	ふりがな							
	児童名			(年	月	日生)	
	<u> </u>		-	\	'	/ 1	P/	
\•.	ノマの事物は	本旧仏衆野畑(マウ)ロの10	ロナベルロコ	K 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	37 H (T)	- ~\+H III	12121	()/ ++1

※この書類は、育児休業取得(予定)月の10日までに保育園入所・認定係にご提出ください(必着) ※この書類の記載内容は、在園中の保育園とも共有させて頂きます

子ども育成課使用欄								
世帯 ID		認定番号	受付	入力	確認			
認定	標・短							

育児休業(予定)届



令和 8 年 4 月 1 日

三鷹市長宛

住 所 三鷹市野崎 1 丁目 1番 1号

ふりがな 保護者氏名

このたび、 **三鷹 花子**

が育児休業を取得するにあたり、

上の子の保育園の利用継続を希望します。

記

1. 育児休業取得(予定)期間

令和 8 年 5 月 13 日 から

令和 9 年 3 月 14 日 まで

2. 標準保育時間の希望 (該当者のみ記入)

育児休業中の保育時間(保育必要量)は原則短時間認定(1日最大8時間までの預かり)となります。ただし、ご家族の疾病、障がい等で家庭保育が困難な事由があり、8時間以上の保育が必要と三鷹市が判断した場合は、例外的に保育標準時間の認定をすることができますので、保育標準時間の申請をされる方は下記理由欄にご記入ください。

令和 8年 6月 1日 から【育休取得日の翌月(取得日が1日の場合は当月)1日からの適用】

☑ 標準時間認定を希望する

理由 **保育園に通園していないきょうだいが○○のため**

常時母親の付き添いが必要である

※現在の保育時間(保育必要量)から変更になった場合、育児休業取得日の翌月(取得日が1日の場合は当月)1日から 育児休業終了日の前月末日までの認定期間で新たに認定証を発行します。

- ※下の子が入園した場合は、原則上の子(在園児)も下の子に合わせた認定時間になります。
- ※育児休業取得(予定)期間の記載のある就労証明書及び誕生日の記載のある母子手帳の写しの提出をお願いします。
- 3. 保育園名 みたか 保育園

まりがな たまな たまる 児童名 **三鷹 太郎【上の子の名前】** (**令和5** 年 **5** 月 **6**日生)

- ※この書類は、育児休業取得(予定)月の10日までに保育園入所・認定係にご提出ください(必着)
- ※この書類の記載内容は、在園中の保育園とも共有させて頂きます

参考

★下の子誕生後の上の子(在園児)の認定時間【育休期間が R8.5.13~R9.3.14 の場合】

※下の子が入園した場合は、原則上の子(在園児) R8.3.15 下の子誕生(育休中は自宅保育) も下の子に合わせた認定時間になります。 R8.2.5 \(\text{R8.5.12} `R8.5.13~ ~R9.3.14 R9.3.15~ 就労 状況 育児休業 (予定) 期間 産前●産後休暇 職場復帰(予定) ~R8.5.31 R8.6.1~ ~R9.2.28 R9.3.1~ 認定 標準時間 標準時間 短時間(育休開始日の翌月※から終了日の前月※末日まで 時間

★5 月 10 日までに本届出書の提出が必要(毎月 10 日必着)

※取得日が1日、最終日が月の末日の場合は「当月」と読み替える

	保護者電話番号	児童との続柄() –	-			
保護者 記載欄	児童名	生年月日	□認可保育施設に申請・通園中 □認可外保育(幼児)施設に関する申請				
		年 月	□ □ 私立幼稚園に関する申請				
		T 71	施設名【]			
	児童名	生年月日	□認可保育施設に申請・通園中				
		年 月	□認可外保育(幼児)施設に関する申請 				
		, , , , ,	施設名【	1			
			※チェックがな	い場合は申請に反映されません。			
(あて先) 三鷹市長							

ن ن ل	- 記載された個人情報は、二点	鷹巾保育所等事務にのみ使用し、他の目的に使用されることはありません。
		復職証明書
	入に関する注意点】	名称 当者が作成してください。 所在地
		ナギケボーマノギナン
		・
して	いただいてかまいませ	
		取扱者名
	いずれかに √ をお願い	
次の	・ 下記の者について うとおり復職したこ	※復職証明書は復職日以降に作成をお願いします。 (□ 育児休業 □ 産後休暇 □その他【 】)から、 とを証明します。
	職 種 (該当項目に ノ)	②
	復職者住所	
	復職年月日	令和 年 月 日 復職 ※実際の勤務開始日ではなく、復職日を記入
全	休 日 (該当項目に √)	□月 □火 □水 □木 □金 □土 □日 □不定期 (月に 日)
員	雇用契約上の	いずれかに記入
記	勤務日数	・週日間・月日間
入	雇用契約上の	通常勤務時間 (休憩・残業等を含まない勤務時間)
欄	勤務時間	時 分 ~ 時 分 (実労働 時間 分)
		□ 右上の証明者欄と同じ
	就労地	□ その他(以下の「名称」「所在地」「電話番号」の記入をお願いします。)
	(該当項目に√をして、「その他」の場合	・名 称:
	は下に記入)	·所 在 地 :
		・電話番号 :
外	時間短縮制度等	時間短縮中の勤務時間
勤	就労規則上の時間短	時 分 ~ 時 分 (実労働 時間 分)
の 方	縮を取得している場 合のみ記入	※日数を減らしている場合は備考欄に記入をお願いします。 (例:就労規則上の日数短縮制度により○年○月○日~○年○月○日まで週○日勤務) ※月48時間以上の就労が保育の必要性を満たす最低要件となります。
備		<u>-</u>
考		
欄		

〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1 三鷹市子ども政策部子ども育成課 0422-29-9673

	保護者電話番号	児童との続柄()		
	児童名	生年月日		□認可保育施設に申請・通園中	
				□認可外保育(幼児)施設に関する申請	
保護者		年 月	日	□私立幼稚園に関する申請	
記載欄				施設名【	1
ロし年が開	児童名	生年月日		□認可保育施設に申請・通園中	
				□認可外保育(幼児)施設に関する申請	
		年 月	日	□私立幼稚園に関する申請	
				施設名【	1

※チェックがない場合は申請に反映されません。

(あて先) 三鷹市長

ここに記載された個人情報は、三鷹市保育所等事務にのみ使用し、他の目的に使用されることはありません。

就 労 開 始 証 明 書

【記入に関する注意点】	名	3称							
外勤の方・・・会社の担当者が作成してください。	所	f在地							
自営業の方・・代表者の方が作成してください。	什	表者名							
(自営業の方でご自身が代表者の場合は、ご自身で作成 していただいてかまいません。)	電	話番号		-			-		
0 (v / 2 / 2 v · C / 3 v · C / 2 v · C / 3 v	取	双扱者名							
	*:	取扱者名は代	表者と取	(扱者が	異なる	場合のみ	起入	してくだ	さい。
	訂	E明日:佘	和		年		月		日

※就労開始証明書は就労開始日以降に作成をお願いします。

下記の者について令和 年 月 日 時点において採用内定していることを証明しましたが、以下のとおり就労開始したことを証明します。

	職種	□ 外勤 □自営業	
	(該当項目に✔)	氏名	
	勤務者住所		
	就労開始年月日	令和 年 月 日 就労開始 ※実際の勤務開始日ではなく、採用日を記入	
全	休 日 (該当項目に √)	□月 □火 □水 □木 □ 金 □土 □日 □不定期 (月に 日)	
員	雇用契約上の	いずれかに記入	
記	勤務日数	・週日間・月日間	
入	雇用契約上の	通常勤務時間 (休憩・残業等を含まない勤務時間)	
欄	勤務時間	時 分 ~ 時 分 (実労働 時間 分)	
	就労地 (該当項目に√をして、 「その他」の場合は下に 記入)	□ 右上の証明者欄と同じ □ その他(以下の「名称」「所在地」「電話番号」の記入をお願いします。)	
外勤の方	時間短縮制度等 就労規則上の時間短縮を 取得している場合のみ記 入	時間短縮中の勤務時間 時 分 〜 時 分 (実労働 時間 分) ※日数を減らしている場合は備考欄に記入をお願いします。 (例: 就労規則上の日数短縮制度により○年○月○日~○年○月○日まで週○日勤務) ※月48時間以上の就労が保育の必要性を満たす最低要件となります。	
備考欄			

〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1 三鷹市子ども政策部子ども育成課 0422-29-9673

	(施設名)※申込中の場合は第一希望園を記入	□申込中	児童名	(フリカ゛ナ)						
保護者		□在園中	生年月日		令和	年	月	日生		
記載欄	【産休・育休中に認可保育園の申し込みをされた方は下記に○をお願いします。】									
	復職証明書の提出… 済・未									

※「未」の方は復職後、速やかに復職証明書を提出してください。復職証明書の提出が確認できなければ加点の対象になりません。

(あて先) 三鷹市長

ここに記載された個人情報は、三鷹市保育所等事務にのみ使用し、他の目的に使用されることはありません。

児童在籍証明書

*	事業所の方が記入	してください。	虚偽の証明は無効で	です

 所 在 地

 名 称

 代表者名

※取扱者名は代表者と取扱者が異なる場合のみ記入してください。

取扱者名

証明日 令和 年 月 日

以下の児童が当園に在籍していることを証明します。

児童氏名				年	月	日
保護者氏名						
在籍園名						
園の区分 該当するものに○をしてください。	・認可保育園 ・認 ・企業主導型保育事 ・その他(具体的に	業 ・家庭的			認証保育所	
当該児童が在籍を開始		令和	年	月	日	
契 約 時 間 (いずれかに○をして		月 48 日	寺間以上	• 月48時	間未満	

備考(一時保育等を利用の場合は、利用日数は月ごとに、利用時間は日ごとにご記入ください。 別紙で明細等があり、上記が把握できる場合は「別紙参照」と記載のうえ、明細等を添付してください。)

※ 不明な点は事業所の担当の方に照会させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。 $\mp 181-8555$ 三鷹市野崎 1-1-1 三鷹市子ども政策部子ども育成課 0422-29-9673

ここに記載された個人情報は、三鷹市保育所等事務にのみ使用し、他の目的に使用されることはありません。

保育所等入所申込変更届

		住	所				
		氏	名				
		電話番	:号				
フリカ゛ナ							
児童名	(令和	年	月	日生	歳児クラス)	

本児童の保育所等入所申込みについては、次のとおり変更します。

【書類提出日時】

令和	年	月	日	時	分	提出
----	---	---	---	---	---	----

※郵送の場合は、時間の記入は不要です。

【変更希望月】

令和 年 月分入所選考より適用

【変更後】

第1希望	
第2希望	
第3希望	
第4希望	
第5希望	
第6希望	

注意:変更後の希望園については、変更しない園を含めすべて記入してください。 また、希望しない場合は、**「無し」**と記入してください。

希望する認可保育園に入園がかなわなかった場合、認可外保育施設やベビーシッター利用支援 事業(連携型)、定期利用保育室もあります。

〒181-8555 三鷹市野崎 1-1-1 三鷹市子ども政策部子ども育成課 0422-29-9673

令和	年	月	日

ここに記載された個人情報は、三鷹市保育所等事務にのみ使用し、他の目的に使用されることはありません。

保育所等入所(口申込取下口内定辞退)届

どちらか、または両方に ✓ をつけてください。

★ 申込取下 → 年度内(翌3月分まで)の選考は対象外となります。

保育所への入所を改めて希望する場合は、再度申請が必要です。

☆ 内定辞退 → 内定を辞退しても、翌月からの選考対象から外れることはありません。 また、内定を辞退した月の不承諾通知書は発行ができません。

住 所

氏 名

電話番号

※どちらか、または両方に○をしてください。

			- ,	
(フ リ ガ ナ)	生 年 月 日			
児童の氏名	令和	年 月	日生	
申込中の保育所名	該当年度	令和	年度	

《1 申込みを取り下げする理由 2 内定を辞退する理由》

(下記 該当するものを○で囲んでください。)

1 転出

転出先 (〒)

転出年月日(予定) 令和 年 月 日

- 2 家庭内保育
- 3 その他(具体的に記載)

〒181-8555 三鷹市野崎 1-1-1 三鷹市子ども政策部子ども育成課 0422-29-9673

ここに記載された個人情報は、三鷹市保育所等事務にのみ使用し、他の目的に使用されることはありません。

育児休業中の方の入所申請変更届

			<u>听</u> 名		
		電話番			
フリカ゛ナ					
児童名	(令	和 年	月	日生	歳児クラス)

【変更希望月】

令和 年 月入所選考分より適用

【変更内容】

1	1 直ちに復職希望 から 2 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許 容できる に変更
2	2 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるから 1 直ちに復職希望に変更

↑いずれかに**2**をしてください。

<注意点>

- ①調整点数にて減点されます。また、必ずしも不承諾となるものではありません。
- ②育児休業中に認可保育園への入園が決まった場合、入所月の翌月1日までに復職することが入園の条件となります。

<書類受付期間>

入所選考月	受付期間
令和8年4月入所(1次募集)	令和7年10月31日(金)(必着)
令和8年4月入所(2次募集)	令和8年2月9日(月)(必着)
令和8年5月入所以降	変更希望月の前々月 11 日から前月 10 日まで

〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1 三鷹市子ども育成課 保育園入所・認定係 0422-29-9673

ここに記載された個人情報は、三鷹市保育所等事務にのみ使用し、他の目的に使用されることはありません。

保育所等退所届

保護者住所
氏 名
電話番号

次のとおり、保育所等の退所について届け出ます。

(フ リ ガ ナ)) <u>.</u> -	生 年	月日	
児道	童 の)	氏	名				令和	年	月	日生
入所中の保育所等名											
退	所	ナ	る	日	令和 年 月末 ※原則退所日は月末日となります				日となります		
退所する理由(該当するものを○で囲んでください。)											

- 1 転出
- 2 家庭内保育
- 3 継続通園

三鷹市の児童としては退所するが、他市の児童として上記保育園等へ継続して通園します。 転出先自治体にて、継続通園の手続を速やかに行います。

4 その他(具体的にご記入ください。)

※ 転出先の自治体から継続して三鷹市内の園に通う場合は、必ず転出先自治体での手続が必要になります。

《転出の場合は、下記に転出先の住所等をご記入ください。》

①**T**

- 2Tel
- ③転出年月日(予定) 令和 年 月 日

〒181-8555 三鷹市野崎 1-1-1 三鷹市子ども政策部子ども育成課 0422-29-9673

令和6年分(令和6年1月1日~12月31日) 収入等申告書

令和7年1月1日に海外勤務等により日本国外に居住していたため、区市町村民税課税証明書が提出できません。つきましては、下記のとおり収入等を申告します。

申告者氏名				生年月日		年	月	В
住 所								
	① 令和6年	月	В	~ 令和6年	月	日(海	外居住期間)	
申告期間	② 令和6年	月	В	~ 令和6年	月	日(国	内居住期間)	
	令和6年中に日本	下円での収入が	あった場	合、合算して収入	、申告をしてく	ください。		

【収入】 収入がな	ない場合、	0円と記入し	<i>」</i> てください。	※令和7年1月1日のレー	トで円に換算してください
-----------	-------	--------	-----------------	--------------	--------------

給与収入	円	その他の		円
	※賞与含。手取りではなく、税や社会 保険料を引く前の金額	収入	(うち経費	円)
【工厂++**】				

添付書類	会社の発行	した収入	、証明書

- □ 給与明細
- □ 現地での税申告資料等
- □ 証明する書類なし(理由:

【控除等】金額は控除額ではなく、支払額をご記入ください。

控除	の種類	支払	額		控除の和	重類		支	払	額	
社会保障	段料		円		新生命保	険料					円
医療費			円	生命	旧生命保	険料					円
地震保障	美料		円	保険料	介護医療	保険料					円
寡婦・7	とり親	索相 . 7	1 トルカ		新個人年	金保険料					円
(該当するは	易合は○を)	- 寡婦 • で	プロリ税 ロップログラ		旧個人年	金保険料					円
控除対象	常配偶者	あり・なし	氏名			生年月[3	年	J	月	В
		氏 名		4	年月日	約	柄	同居	•	別尼	5
扶					年 月	В		ō	•	別	
養控					年 月	В		同	•	別	
除					年 月	В		ō	•	別	
1.5					年 月	В		ō	•	別	
その他	上記に記載	載が無い控除を	 :申告する場合	<u>-</u>)欄をご使	ー <u>ーー</u> 用ください)				
事項				BANK -							

- 社会保険料 • 健康保険料、国民 厚生年金保険料、雇用保険料等にあたるもの
- ・生命保険料・・日本国内で締結した保険が対象です。申告者が該当の申告期間に支払いをした保険料を記入してください。保険料の区分と支払額は、生命保険会社等が発行する証明書をご確認ください。

園 児 名	生年月日		施 設 名(第一希望園)
	年 月	В	
	年 月	В	

令和8年4月入所申込者 出産予定の児童を申し込む方のみ利用

(あて先) 三鷹市長

誓 約 書 (出産予定用)

私は、令和8年4月1日付保育所入所申込みについて、別紙「保育所等入所申込書」のとおり出産予定として申込みをするにあたり、以下の事項に同意いたします。

出産予定で申込みをされた方について

- 1. 出生日が令和8年2月4日(水)以降になった場合、令和8年4月1日入所の保育所申込みについては選考対象外となり、翌月5月1日入所以降から選考対象となります。(保育園の0歳児の受入れは生後57日目からとなっているため。)
- 2. 令和8年2月3日(火)までに出生した場合、下記の日時までに出生したことを三鷹市子ども政策部子ども育成課(0422-29-9673)まで必ず電話でご一報いただきますようお願いします。その上で家庭状況変更確認書と母子手帳の出生日が分かるページのコピー、児童状況書をご提出ください。ご一報がない場合は、令和8年4月1日入所の保育所申し込みは選考対象外となります。

出生の連絡期限:令和8年2月9日(月)まで

住所			
氏名			

年

月

H

(記入日) 令和

〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1 三鷹市子ども政策部子ども育成課 0422-29-9673

誓 約 書(転入予定者用)

- 三鷹市へ転入予定で申込む方は誓約書へのご記入をお願いします。
- 1. 当てはまる方に☑をお願いします。(必須)
- □ ① 三鷹市へ転入予定なし(賃貸借契約書や売買契約書などの取得(予定含)がない場合) ⇒すべての申請書類を住民登録している自治体へ提出ください。
- □ ② 入所月の前月末日までに三鷹市へ転入予定のため、確認欄へ○を記入してください。

	確認事項	確認欄
1	内定した場合、入所月の前月末日までに、三鷹市に住民登録のうえ実際の居住地を三鷹市内とします。	
2	上記1の手続き後、入所月の前月末日までに、三鷹市子ども政策部子ども育成課(本庁舎4階45番窓口)において「転入申告書」の提出を行います。	
3	三鷹市に転入する前の自治体において、当該住民として認可保育園への入所申込み(三鷹市への入所希望月分)をしていません。	
4	三鷹市以外の自治体に転入予定として認可保育所への入所申込み(三鷹市への入所希望月分)をしていません。	

転入に関する情報のご記入をお願いします。

児童氏名:					
転入前住所:					
転入予定日:令和	年	月	且		
三鷹市転入後住所(予 〒181- 三鷹					

上記内容をご理解のうえ、下記署名欄にご署名をお願いします。

入所希望月の前月末日までに三鷹市へ転入予定ですので、三鷹市内の認可保育所等に入 所を希望し、手続きを遵守することに同意します。転入後は速やかに「転入申告書」(三鷹市指 定書式)の提出をします。

なお、手続きを遵守しない場合、三鷹市内の認可保育所の内定を取り消されても異議はありません。

(記入日)令和 年 月 日 保護者氏名

	保護者電話番号	児童との続柄() –	_
	児童名	生年月日	□認可保育施設に申請・通園中	
/n =# +/		, _	□認可外保育(幼児)施設に関する申請 □ □私立幼稚園に関する申請	
保護者		年 月	施設名【	1
記載欄	児童名	生年月日	□認可保育施設に申請・通園中 □認可外保育(幼児)施設に関する申請	
		年 月	□私立幼稚園に関する申請	
		, ,,,	施設名【	1

※チェックがない場合は申請に反映されません。

(あて先) 三鷹市長

令和	年	月	日
----	---	---	---

ここに記載された個人情報は、三鷹市保育所等事務にのみ使用し、他の目的に使用されることはありません。

介護・看護状況申告書

保護者が介護・看護にあたっている状況について、下記のとおり申告します。

<i>1</i> □ <i>=</i> # ±.	住	所				
保護者	氏	名		児童との続	柄 父・母・祖父母	せ・その他()
介護・看	護が必	公要			上記保護者	
な方の氏	名・糸	- 表柄			との続柄	
介護が必	要な力	すの				
住		所				
			身体障害者手帳種	級	愛の手帳	度
介護・看	護を必	公要	精神障害者保健福祉手帳	級		
とする	5 理	由	介護保険証 介護認定	要介護〔	〕 要	支援〔 〕
			その他 (病名)	
			食事・一人	でできる	• 一部介助	• 全介助
介護・看	護の状	犬況	入浴、洗顔など ・一人	でできる	• 一部介助	・全介助
(○をつけ~	てくださ	(1)	排せつ・一人	でできる	• 一部介助	・全介助
			特別な医療・介護等・	無 • 7	有()
介護・看護日数		1 *\fr	介護にあたっている日数		一ヵ月あたり	目
月 喽 ~ 個	□ 世 □	数	通院・通所に付添う日数		一ヵ月あたり	Ħ
その他の	具体的	りな				
介護・看	護内容	?				

添付書類:1.身体障害者手帳 2.愛の手帳 3.精神障害者保健福祉手帳 4.介護保険証

5. 診断書 6. 入院計画書等 () 7. 特定医療費 (指定難病) 受給者

証・マル都医療券の写し

〒181-8555 三鷹市野崎 1-1-1 三鷹市子ども政策部子ども育成課 0422-29-9673

スケジュール表

記載例を参考に記入してください

保護者 氏名		児童との続柄	
内容	就労 (外勤・ 自営業)・ 介護・ 看	i護 ・ 就学 ・ その他()

※記入上の注意

- 1 作業等の ①場所 ②時間 ③内容 がわかるようにご記入をお願い致します。
- 2 一週間の平均的な就労等の状況を記入してください。
- 3 認可保育施設等への申込で利用される方は、入園予定日時点でのスケジュールをご記入ください。

時間	月	火	水	木	金	±	日
7:00	***************************************						
8:00							
8:00							
9:00						•••••	
10:00							
11:00							
12:00	***************************************						
10.00							
13:00					***************************************		
14:00							
15:00							
16:00							
17:00	***************************************						
10.00							
18:00					***************************************		
19:00							
20:00							
21:00							
22:00							
光掛吐甲							
労働時間							

	伊護者電話番号	T 1	
火進者 北朝間	罗辛名	生 年月日	155 -, mex. = - 15 - 15 - 54 - 54 - 55 -
		<u>x</u> .	5.5 mm = 1
	思策名	土年利日	ABB - New Persons
		± ; -	Sept (

※上記チェック欄にチェックがない申請には、本書類の情報は利用されません。〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1 子ども政策部子ども育成課 0422-29-9673

スケジュール表

記載例を参考に記入してください

保護者 三鷹 花子 æ 児童との続柄 氏名 就労(外勤・自営業)・介護・看護・就学・その他(内容 ※記入上の注意 1 作業等の ①場所 ②時間 ③内容 がわかるようにご記入をお願い致します。 2 一週間の平均的な就労等の状況を記入してください。 3 認可保育施設等への申込で利用される方は、入園予定日時点でのスケジュールをご記入ください。 時間 水 金 В 7:00 電車・ 8:00 バス 9:00 自営 (飲食店) 10:00 仕入れ接 自営 客、営業 (飲食店) 11:00 仕込みあり ↑ 食事・ 12:00 休憩 13:00 ----自-営------14:00 食事・ (飲食店) 休憩 15:00 16:00 **小車** 17:00 白営 徒歩(5分) (飲食店) 18:00 外勤... 19:00 (コンビニ) 20:00 自営(飲食店)と外勤(コンビニ)両 21:(方で働いていた時間を合算してくだ 帰宅 帰宅 帰宅 帰宅 22:0 ※通勤時間は含みません 労働時間 なし 10.5時間 10.5時間 10.5時間 10.5時間 10.5時間 なし 保護者電話番号 児童との続柄(090 - 0000 - 0000 児童名 生年月日 保護者 令和6 4 🖽 🕽 🖽 三鷹 太郎 **施設名**【 C ○○保育園 1 記載棚一 児童名: 生年月日 11 K. S. P. Mark, 11 to 12 July 1 2. [4] |施設名【 1

> ※上記チェック欄にチェックがない申請には、本書類の情報は利用されません。 〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1 子ども政策部子ども育成課 0422-29-9673

